科目	本年度豫算額	前年度豫算額
一日証票料	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二日不用品賣却代	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
三日廣告料	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
四日雜收入	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
第三款過年度徵收金	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
一項過年度徵收金	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
一日過年度徵收金	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
第四款繰越金	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
一項繰越金	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
一日繰越金	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
合計金	二、八〇〇・〇〇〇	二、八〇〇・〇〇〇

支出ノ部

科目	本年度豫算額	前年度豫算額
第一款事業費	六、八〇〇・〇〇〇	六、八〇〇・〇〇〇
一項奬勵費	四、七〇〇・〇〇〇	四、七〇〇・〇〇〇
一日勸業奬勵費	四、〇〇〇・〇〇〇	四、〇〇〇・〇〇〇
二日保護奬勵費	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇
二項試驗場費	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
一日技師給	八〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇
二日試驗原料費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
三項陳列場費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
一日修繕費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
第二款事務費	一〇、九六六・〇〇〇	一〇、九六六・〇〇〇
一項給料	九、八六〇・〇〇〇	九、八六〇・〇〇〇
一日所員給	九、八六〇・〇〇〇	九、八六〇・〇〇〇
二日報酬	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
二項雇給費	八九〇・〇〇〇	八四〇・〇〇〇
一日宿直費	一〇六・〇〇〇	一〇六・〇〇〇
二日賞與費	六五〇・〇〇〇	六五〇・〇〇〇
三日旅費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
三項需品費	二、〇一〇・〇〇〇	一、九五〇・〇〇〇
一日備附品費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
二日消耗品費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
三日點燈費	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇
四日月報費	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇
五日印刷費	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇
六日文具費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
七日通信費	二五〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
八日修繕費	一五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
九日保險費	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇
十日雜費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
第三款會議費	三、〇〇〇・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇
一項會議費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
一日會議費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
第四款負擔金	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
一項聯合會費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
一日聯合會費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
第五款豫備費	九〇〇・〇〇〇	九〇〇・〇〇〇
一項豫備費	九〇〇・〇〇〇	九〇〇・〇〇〇
一日豫備費	九〇〇・〇〇〇	九〇〇・〇〇〇
合計金	一八、〇〇〇・〇〇〇	一八、〇〇〇・〇〇〇

昭和七年度賦課法

納稅額 等級 戶數 賦課率 總率數 一戶負擔額

納稅額	等級	戶數	賦課率	總率數	一戶負擔額
一、〇〇〇・〇〇以下	一	七	三〇〇	二、一〇〇	八四〇・〇〇
四〇〇・〇〇〇〇〇	二	二	三〇〇	六〇〇	七二〇・〇〇
三〇〇・〇〇〇〇〇	三	一	二四〇	六〇〇	六〇〇・〇〇
二〇〇・〇〇〇〇〇	四	九	一四〇	一、二六〇	三六〇・〇〇
一〇〇・〇〇〇〇〇	五	一四	一〇〇	二、四〇〇	二四〇・〇〇
九〇・〇〇〇〇〇	六	二一	八五	一、七八五	二〇〇・〇〇
八〇・〇〇〇〇〇	七	四八	六五	三、一二〇	一六〇・〇〇
六〇・〇〇〇〇〇	八	五四	四五	二、四三〇	一二〇・〇〇
五〇・〇〇〇〇〇	九	七二	四五	三、二四〇	一〇〇・〇〇
四〇・〇〇〇〇〇	一〇	一一六	三五	四、〇六〇	八〇・〇〇
三〇・〇〇〇〇〇	一一	一一〇	二五	二、七五〇	六〇・〇〇
二〇・〇〇〇〇〇	一二	一三〇	二〇	三、〇〇〇	四〇・〇〇
一〇・〇〇〇〇〇	一三	二四二	一六	三、八七二	三〇・〇〇
八〇・〇〇〇〇〇	一四	六四〇	一四	九、一〇〇	二〇・〇〇
六〇・〇〇〇〇〇	一五	一、一七九	一二	一四、一四八	一六・〇〇
四〇・〇〇〇〇〇	一六	七二四	一二	八、七二二	一〇・〇〇
二〇・〇〇〇〇〇	一八	八	一〇	一、一二六	八・〇〇
一〇・〇〇〇〇〇	一九	一、一二六	八	九六〇	六・〇〇
合計		三、八六八		六一、九二三	

賦課徵收法

第一條 組合經費ハ等級割戶數割ノ二法ニ據リ徵收ス

第二條 組合經費ハ前年度ノ營業納稅額ヲ標準トシ賦課ス但シ納稅額未確定ノモノハ前年度ノ組合等級ニ準據ス

第三條 戶數割ハ一戶金貳拾錢トス

第四條 經費ハ便宜上年額ヲ四分シ一月、四月七月、十月ノ各三十日迄ニ徵收シ端數ヲ生スルトキハ第一期ノ徵收額ニ加フ

第五條 組合員ハ前條期限内ニ納付スヘク理由ナク期日内ニ納付セサルトキハ組合定款ノ規定ニ據リ督促ス

第六條 經費ハ本年中七月以前ニ加入スルモノハ一ケ年、七月以後ニ加入スルモノハ半ケ年ヲ課シ、七月以前ニ廢業スルモノハ半ケ年、七月以降ニ廢業スルモノハ一ケ年分ヲ徵收シ開廢業共ニ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徵收ス

第七條 新タニ開業セシモノヽ經費ハ組合等級割ノ最下位ノ額ヲ賦課シ同時ニ組合証票料金壹拾錢ヲ徵收ス

賦課法ノ錯誤又ハ違算アリト認メタルトキハ徵收通知書ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ訂正ノ申込ヲナサヽルトキハ無効トス

第八條 經費ハ本年中七月以前ニ加入スルモノハ一ケ年、七月以後ニ加入スルモノハ半ケ年ヲ課シ、七月以前ニ廢業スルモノハ半ケ年、七月以降ニ廢業スルモノハ一ケ年分ヲ徵收シ開廢業共ニ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徵收ス

雜錄

◎評議員會

去る十五日午後三時より評議員會を開く出席者組長八木伊三郎副組長松岡健太郎出納役鷲井繁太郎評議員田畑房次郎菅野松次郎森田菊之助芝竹次郎小島彌七池田伊三郎永井政次郎長澤英太郎兒玉勘六井上兵太郎原民三郎井深英之助の諸氏八木組長開會の挨拶をなし評議員會の正副議長を選擧を行ふ旨を宣し假議長に年長者小島彌七氏を推し滿場の同意を得て議長席を代はる小島假議長は議長一名副議長一名を選擧せんとす其方法を諮りたるに議長の指名を以てする意見に從ひ正議長を田畑房次郎氏に副議長を杉本德次郎氏を指名し之に決し議長席を田畑氏に讓り同氏議長席に就き別項昭和五年度の組合經常費收支決算審議に移ることを宣し西田理事一々詳細なる說明をなしたるに對し二三質問ありて決算全部の承認をなし引續き昭和七年度組合經常費收支豫算及賦課徵收法の審査に移る番外八木組長は打續く財界の不況は好轉の曙光を認めず一般組合員の情勢は沈靜に傾きつゝある際新事業を目論見ることは不可なることは勿論總ての豫算は節約し得べき範圍に低減し前年度を越へざる程度の豫算を編制したるを以て賦課法の如きも其儀變用したるも納稅金額の異動に依て多少の變更は免れざる所なり

[illegible]

くことを告げ番外西田理事之れが說明をなすこと詳細を極む別に質問其他の發言者なきを以て議長は意見の有無を問ふも番外の說明に依て總てを諒解せり故に他に質問なしと云ふもの多數なりしを以て議長は然らば之れにて一讀會は終りたるものとし次に移らんと宣告後亦發言するものなし議長は二讀會に於ても意見なしと認めらる依て三讀會に省略して之を以て確定議と認めて差支なやと諮り全會異議者なきを以て之れにて評議員會を閉會する旨を告げ至極平穩無事の裡に散會したるは午後八時なりし

◎組合代議員會

越へて十八日午後四時より開會せり當日の出席者は八木伊三郎松岡健太郎横江善次郎伊太郎長澤英太郎上野治三郎原民三郎鈴木治兵衛永井政次郎八木喜作伊藤富三郎真鍋政吉兒玉勘六德田德三郎佐竹源之助川崎爲之助北島與次郎佐々木嘉助井深英之助寺井長次郎北村次郎宮原彌助兒玉米次郎芝竹次郎辻村爲次郎杉原外三郎青木勘次郎井上兵太郎八木市次郎安井打次郎以上三十氏

議案

一報告 役員就任認可の件

二昭和五年度京都染物同業組合經常費收支決算承認の件

三昭和七年度京都染物同業組合經常費收支豫算並賦課徵收法

[illegible]

命令及業務の狀況を監督し毎年度一回以上組合會に報告すべきこゝなつて居ますが所かる手續を採つて居ますか横江議長夫れは評議員會の權限を示したもので即ち組合會に報告すべき事項を審議するのみで評議員會から組合會に報告せよと云ふ意味ではない横江議長他に意見なしと認む之にて可決せしものと宣告し次に特別積立金の項に移り番外西田理事の說明あり其銀代議員は特別積立金は後日とし昭和七年度の豫算を先にせんことを建議するも一人の同意者なし依て動議成立せず特別積立金の電燈株は價格は低落する許りなれ此際賣拂ふて正金として保管するの優れるを說く寺井代議員の意見に贊成なし横江議長寺井代議員の說も尤もであるが組合が何程損失を招く厭はぬと云ふ覺悟なれば更に組合會を開いて決めても宜しいが夫れでは多少の日子を要緊急の問に合ひませぬ夫れで今後株の下がる場合には適當の處置を採る樣組長に處分權を附與し一任する事は如何と思ひます宜に依り適すとの意見に對し滿場異議なしと叫ぶ横江議長異議なしと認めますから之れにて置き第三號議案に移ります敬支豫算默決法全部一括して議題とすと番外西田理事說明ありて其銀代議員數項目に渉り質問をなし結果[illegible]すべきは節減し增額すべきは增額し積極的に奮勇の進捗を希望すと原案贊成の意見を述べ横江議長他に意見の有無を訊し異議なきを認め二三意會省略確定議案を表示せるを以て之れにて豫算全部は議了せられたることを告げ閉會せり

◎網形特許に就て

網形に關する特許は去る大正十二年秋中高岡に於て權利を享有せられたるものなるも[illegible]上餘り有効とも認められざるより使用者なかりしため別に問題も起らざるし處其後[illegible]形業者其他一種の網形を製出せるも大に地形染業者も便利とし使用するもの多きに至れると同時に同種のものを高岡の特許有權者が追加出願をなし既に公告となりたるより三重縣下の形彫業者其他東京を始め關東方面の同業者は何れも抗告の手續をなしたり然るに高岡の特許有權者は以前の權利を利用し京阪兩地に於ける毛斯繪染相角友仙染小紋染等も網形を使用する方面に對し特許侵害の話を起すべき注意書を送達せるより京阪毛斯繪同業者の聯合運動を起こし飽くまで對抗するの議を纏め大阪淺村特許辯理士に依賴し手續を終へたり更に絹帛友仙區に於ても漸次此部にも及んで來るべければ豫め之に對する方針を定め置く必要ありと去る十日午後一時より役員會を開催し協議した結果獨り他の部に打任せ傍觀するは利害關係を共にするものとしては不條理なれば此際我部としては蔭ながら援助し更に第二の防禦策を講ずることの必要あるべし全部員に通知し同意を求めたり

◎止形の亂用

染業者或は販賣業者に於て模樣意匠に工夫し特得の考案に成る圖案を彫刻業者の手に依て彫刻せしめ他に販賣せざるものを止形と稱し考案者の占用する處なりしが近頃形彫業者中不德義にも考案者の承認も得ず其儘彫刻をなし他の染工業者に賣付け不當の利を貪ぼるもの少なからざる趣き斯かる不正業者の取締法を設くることの必要を申告せらるゝもの多きを加へたるも差當り之に對する取締法もなきことゆへ部員間の德義に訴へ斯かる不正をなさゞる樣來る一日形彫部役員會を開き協議する筈なり

◎現下の經濟諸問題に就て

去る廿一日午後一時京都市公會堂に於て法學博士津村秀松氏の講演せられたる要領左の如し

行懼の國

現在の經濟界における問題は、この世界的不景氣が如何にして起つたか、如何なるか、何時なるかの問題である、然しながらこれは非常に大きな問題である、今世界的のこの大不景氣の原因について考ふるに決して單一なものではなく頗る複雜したものである、がこれを一括して考ふれば、歐洲大戰後のアト仕末である、然しそれが何故にこんなに行なやんだかといふに、一國内にせよ、國際間にせよ金の偏在といふ事がかくの如く行きなやんだ原因ではあるまいか或は學者は、この世界的の不景氣の原因を世界物資の需用と供給の不均衡なりとし或は生產と消費の不均衡に歸する者もあるが、要するに金の偏在がその原因である。

金の偏在

いま世界の金の高を二百億圓とすれば、その二分の一はアメリカにあり、又殘りの二分の一即ち全体の四分の一はフランスに偏在して全体の四分の一五十億を剩餘の五十餘ヶ國が持つてゐる現狀にあるのである。我が國に於ても大戰當時からその後に大小の成金が生れ且國の財政は國外に十五億、國内に十六億程の金を保有してゐたものであるが、現在は約五億程度に過ぎない、これが大戰後における著しい現象で歐洲各國でも同じやうな狀態にあつた

然らばその原因は何であるか、凡そ次の如き諸原因を擧げる事が出來ると思ふ。即ち第一にこの大戰に於て戰時中、戰後における戰費の分散が非常なものであつた——あらゆる方法を以て有ゆる地所から物資の徵發をやつたのである。

この事情が前後五ヶ年間繼續したのである。從つて金の移動の大きかつた事は想像に餘りあるものがある

賠償 戰債

第二、賠償金の問題である、歐米聯合側からドイツに對し最初支拂ふべしとされた賠償金の額は千三百二十億金マルクであつて、その後ドーズ案その他によつて多少の變更は加へられたが先づこの額の賠償金が課せられたのだ、そして今日までにドイツから支拂はれてゐる金額は約千億金マルクである、ドイツの有名な或る經濟學者はかつて『現在のドイツ國の富の總額は千四百三十億金マルクである、然るに聯合國へ支拂ふべき賠償金は千三百二十億マルクとすればドイツ人にとつて非常な大きな負擔である』といつてゐる、兎に角莫大な金高である、これが世界の金の移動に對し大きな影響を與へてゐるのである

第三に、戰債である。英國は自他國へ金を融通した代りに米國から大きな債權を負擔し聯合國は何れも同じような事をやつた、そしてそれは主として米國へ支拂はれてゐるのである。昨年末の調によれば英國は三百六十億ドルの戰債中既に支拂はれた額は百四十億ドルでまだ百二十億ドル殘つてゐるといふ事である

第四、戰後における經營——復興並に社會政策的施設これである、大戰終了と共に交戰國は恩給、復興費金等に要するため盛んに内外債を起したものである、而も大戰による社會思想の激變による調和を求むるため、各種の社會施設をなしこれがために要する費金を重稅に求めたのである、從つて戰後に於ても公債その他は非常に增加した、これが亦金の移動に重要な影響を與へてゐるのである

ドイツのパニックの原因は、三十億乃至四十億金マルクの短資を諸外國が引揚げた事にある、而も尙今日短資八十億マルク長期九十億その他六十億各計百三十億金マルクがまだ殘つてゐる金利のみでも莫大なものである

第五、最後に國の豫算、貿易上の海外費金の動搖である

信用 動搖

英國蔵相は總選擧後最初の豫算聲明について『英國は今や國庫——豫算上の收支、貿易上の收支の均衡をはからなければならない、かくして國際費金の均衡を計る事が最大急務である』と述べて英國當面の問題としてゐる、この理論は單に英國のみでなく何れの國家に於ても然りである、一國財政上における不均衡といふ事は即ちその國の信用の動搖を意味するものであつて、例へば米佛諸國が金利一・五乃至二・五當時における英國の金利は六分ドイツは八分であつたが然るに英、獨等からはドシ〳〵金が引揚げられたのだ、金の移動は單に金利によつてのみ動くものでない事がわかる、即ち信用が動搖してゝれば金利などは問題でないのだ、この現象が蓋々金の偏在を甚だしからしめたのである、英國勞働黨内閣の失敗は全く米佛への支拂が非常な多額、敍々月間に二十億に上つた結果であつて、英内閣は最初十五億ドルを借りたが、ソレでもやり切れず更に五億の借數を申込んで佛から拒絕され遂にアノ金輸停止となつたものである

貿易の不均衡に歸する者もあるが、要するに金の偏在がその原因である。

金の偏在

いま世界の金の高を二百億圓とすれば、その二分の一はアメリカにあり、又殘りの二分の一即ち全体の四分の一はフランスに偏在して全体の四分の一五十億を剩餘の五十餘ヶ國が持つてゐる現狀にあるのである。我が國に於ても大戰當時からその後に大小の成金が生れ且國の財政は國外に十五億、國内に十六億程の金を保有してゐたものであるが、現在は約五億程度に過ぎない、これが大戰後における著しい現象で歐洲各國でも同じやうな狀態にあつた

然らばその原因は何であるか、凡そ次の如き諸原因を擧げる事が出來ると思ふ。即ち第一にこの大戰に於て戰時中、戰後における戰費の分散が非常なものであつた——あらゆる方法を以て有ゆる地所から物資の徵發をやつたのである。

この事情が前後五ヶ年間繼續したのである。從つて金の移動の大きかつた事は想像に餘りあるものがある

賠償 戰債

第二、賠償金の問題である、歐米聯合側からドイツに對し最初支拂ふべしとされた賠償金の額は千三百二十億金マルクであつて、その後ドーズ案その他によつて多少の變更は加へられたが先づこの額の賠償金が課せられたのだ、そして今日までにドイツから支拂はれてゐる金額は約千億金マルクである、ドイツの有名な或る經濟學者はかつて『現在のドイツ國の富の總額は千四百三十億金マルクである、然るに聯合國へ支拂ふべき賠償金は千三百二十億マルクとすればドイツ人にとつて非常な大きな負擔である』といつてゐる、兎に角莫大な金高である、これが世界の金の移動に對し大きな影響を與へてゐるのである

第三に、戰債である。英國は自他國へ金を融通した代りに米國から大きな債權を負擔し聯合國は何れも同じような事をやつた、そしてそれは主として米國へ支拂はれてゐるのである。昨年末の調によれば英國は三百六十億ドルの戰債中既に支拂はれた額は百四十億ドルでまだ百二十億ドル殘つてゐるといふ事である

© Kyozomekai

るアメリカの或る新聞記者が『世界の支配者は五百人たらずの人間の富の力だ、その力は國土も及ばぬ』と喝破してゐる、米國のロックフェラーの富は二十億ドルと稱せられるが英國内閣は僅五億ドルのために倒れた事を思へば尚に至言であらう、その記者又曰く『米國内で富有者五百人の收入は丁度二千萬英貴に匹敵してゐる』と、不景氣知らずと思はれる米國に於てすらこれだ、卽ち富者は益々富み貧乏は益々貧乏人になる事を見るべく思半に過ぎないものがあるであろう。

日本に於ても、漸次金の偏在が著しくなつてきた、預金の有力銀行へと集まるのも同一の理である。この原因は、大戰と大戰後における資本主義の非常な發達に原因するものであつて、資本主義の發達は恰も腐肉强貪そのものに外ならない結果となり、少數の富者と多數の貧者を生ず事である。

倒産　失業

次の原因は、若し五ヶ年にわたるような大戰が起らなかつたならば現在の資本主義はどうなつてゐるか、かくまでに發達しないだろうか、といふに富と資本から生ずる力の動搖、集散等は一事變毎に起るものである、例へば我國に於ては明治新制度から始まつて、日清、日露戰役、世界大戰、大震災、大恐慌、金解禁を經て世界的不景氣に遭遇しつゝあるのである。

日下大小多數の倒產者を生じ失業者は益々增加の傾向にある傍、一方に大小の成金が續々と出來てゐるのだ前記アメリカ新聞記者のいふ所によるとロックフェラー氏は昨年時價一株五十ドルの石油株を百萬買占め後これを株八十ドル平均に賣つて一株二千五百萬ドルを儲けたといふ。

然しその反面には變多の倒產者のある事を忘れてはならない、米國では昨年末一年間に千三百の銀行が閉店してゐる、我が國に於ても同じ事が云ひ得るであらうと思ふ。

以上は甚だ簡單であるが、現時の經濟界を何等の修飾もなく極めて冷靜に本質のまゝを述べたものである、これによつて多少の參考ともなれば幸甚である。

試驗場記事

セラニース交織物の精練に就いて（二）

京都市染織試驗場　森　弘

二、セラニース及ヴイスコース人造絹糸交織物精練法

セラニースとヴイスコース人造絹糸の交織物に於てはヴイスコース人造絹糸は精練したものゝ殺菌を施さないものは使用する事に於てはヴイスコース人造絹糸の交織物の場合とは異に製織に際して施した糊及油分等を除くために出來るだけ出來る限り早目に精練することが肝要である。

精練に際して最も困難とするところは絹糸が强燃であるときには精練温度を沸騰點に近くしないと絹糸の精練が不可能であることである。絹糸が强燃でない場合には高温度でなくても精練可能であるが强燃で殊に組織の緻密な縮緬類にセラニースを交織したときは七十度乃至八十度の低溫温度では到底絹糸は精練不可能である。

精練劑である石鹼はセラニースを鹼化しない限り少量を使用してもセラニースを鹼化するときは勿論少量を使用してもセラニースを鹼化する虞がある。そのために硅酸ソーダを炭酸ソーダで代用し石鹼の量を比較的多くするのである。

生糸とセラニースとの交織物を沸騰精練してセラニースの光澤を害することなくして完全な製品を得るために次の試驗を行ふたのである。元來操作浴中に可溶性金屬鹽類の存在することはセラニースの變化作用を受くべき温度を高めるものである。卽ち適當の鹽類を浴中に加へることに依つて攝氏七十五度に於て變化するセラニースが七十五度以上の温度に對してもよく塡へ得るのである。例へばセラニース交織物の染色に際して助劑として芒硝を多量に加へる時は攝氏七十五度以上に於てもセラニースの物理的性質に影響を與へることなく染色することが出來る。この性質を應用して精練浴に種々の鹽類を添加して試驗した結果塩化加里が最も優れた結果を示し何等石鹼の効果を減少せしむることなくして沸騰點に於て精練することを得セラニースに何等の變化をも與へない。（續）

博せる寺谷特製の形紙
◎需要家各位に等しく認めらるゝ所にして
◎時代に適應せる最良品にして
價額は最低廉であります
◎舊習に捉はれざる賢明なる皆樣は是非
御試用下さる事を期待して居ります
◎電話本局(2)五一〇二番
を評好然果
各形紙問屋
寺谷形紙店
京都市靖藥師通猪熊西入

二百年來一貫せる品質本位
時代に適合せる眞の薄利多賣
▲舊市内は遠近に不拘一升以上配達致します▲
▲京都に於ける製造販賣の元祖にして唯一の專門店▲
京都市河原町二條上ル
柿澁製造
卸問屋　澁新老舗

京都染物同業組合月報
第二百七十七號
發行兼編輯人　新野鼎懋
印刷人　森本理一郎
京都市柳馬場錦竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

二新年の辭二

昭和第七の春を迎ふると共に謹んで皇室の御繁榮を祝し奉り、皇紀二千年を迎ふて殺々たるを賀し、更に組合員諸兄に共にこの同慶を叙し得るは洵に欣幸に堪へざる處なり。

天地悠久、歲月無限なり、此の新歲を劃するに當り、我等は過去を顧み現在を知り且つ前途に對する新しき力、新しき意氣を振起するの機會を逸してはならぬ、これ即ち肝要である。

回顧する昭和六年は內外共に多事多難に推移せり。卽ち經濟界は國際的に國內的に不振困憊を極め、徒らに無我夢中に過ぐべき途を求めれども求め得ざるの實情にあり。金解禁以來は更角金融の逼迫となり、生產界は幾微不振を招來し倒產破產の續出和當の數に達したるを聞き產業界は常に僅不の極に達したりしが、再び金輸出禁止の發せらるゝや人氣は一時擡頭したるが如しとは、一方の識者に於ては之を以て一層の警戒すべきものとせられた。卽ち充實したる材料なくして起りたる人氣は早晩するに一時の空人氣として以て財界を好轉せしめ得る理由とはなさるを以てなり。財界好轉の素因となるものは外部の事情に依るものもあるべしと雖も、差當り此時代に對する要諦は國民各人が如何に努力し如何に協調融和を保ちて事業を繁榮せしむるかの針を樹て進むべき途を求めむるかに依存することの更に重要なるは明白なるべし。

斯く更新の氣運る昭和第七年を迎へたるを機として過去幾多の曲折に耐へ來つた苦き經驗を內省熟慮し、此の紀を逸せずして事業繁榮の彼岸に向つて新しき第一歩を踏み出すべきである。元來新年たりとて外界の事情に急激なる變化を來すべき理由なければ經濟界の波瀾怒濤は層一層の努力なくしては乘切り得べしとも思はれない、之を以て斯業に從事する者は緊張せる大勇猛心を以てこの難局打開に邁進せざれば世の敗殘者となるを免れ得ざる處である。我組合員諸氏も一人一個の力のみを頼りとせず三千六百餘の一致團結の力に依つて染業界の前途に對し大いに活動を試みるの時ではなかろうかと思ふ。

公示

◆公示第一號

左記ノ者屋借契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和六年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

形彫部員　小川　益一徒弟　岩泉　九法
〃　岩泉　武雄
〃　村山　金作
〃　鈴木　保一
〃　岩城　藤作
〃　秋野　光雄
〃　鈴木　喜助
〃　岩瀨　善四郎
〃　長橋　一
〃　青山　三次
〃　清野　清七
〃　鈴木　栄
〃　山瀨　喜市
〃　酒田　善雄
〃　中村　善雄
引染部員　渡邊　奉七
〃　〃
〃　〃
〃　〃

引染 泉庄治郎〃
小紋 荻野菊造〃
友仙 瀧瀬善造〃
〃 林登一郎〃
〃 平井俊治郎〃
湯製斗 小石訓〃
〃 近藤治太郎
〃 乾川清
〃 林治一
〃 林正一
〃 市川虎一
〃 田中辰次
〃 ○西村松太郎
〃 ○寺内キミ
形彫 長谷川花
〃 ○平本種次郎
〃 ○小川弘
〃 ○富田常次郎
〃 渡邊慶吾
〃 細川久次郎
〃 寺田順一
御召再整小野木兵助〃
形彫 田村彌一郎〃
小紋 古市勇次郎〃
諸色 田中常太郎〃
形彫 北村清二郎〃
○印ハ褒賞共

雑錄

◎特許

上京區衣棚丸太町上ル杉本精練工場に於て左の明細書の如き加工方法に特許出願の處特許第九三四八五號を以て登錄公布せられたり權利享有者は同工場副工場主杉本忠三郎氏なり

明細書

織物加工法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ絹織維ヨリナル織物又ハ絹織維ト他ノ纖維トノ交織物ヲ『カルシウム』『ストロンシウム』又ハ『リシウム』ノ複化物又ハ臭化物或ハ沃化物ノ稀薄溶液中ヲ通ス工程ト次ニ之ヲ適當温度ニ加熱シタル型付『ロール』ヲ以テ織物上ニ凹凸模樣ヲ附スル工程ト最後ニ無水『アルコール』中ヲ通過セシムル工程トノ結合ヲ特徴トスル織物加工法ニ係リ其目的トスル所ハ纖維上ニ適宜ノ凹凸模樣ヲ固定シ洗濯其他ノ操作ニヨリテ之カ容易ニ除去セラレサル製品ヲ得ントスルニアリ

發明ノ詳細ナル說明

本發明ハ絹纖維ヨリナル織物又ハ絹纖維ト他ノ纖維トノ交織物ヲ『カルシウム』『ストロンシウム』又ハ『リシウム』ノ複化物又ハ臭化物或ハ沃化物ノ稀薄溶液中ヲ通ス工程ト次ニ之ヲ適當温度ニ加熱シタル型付『ロール』ヲ以テ織物上ニ凹凸模樣ヲ附スル工程ト最後ニ無水『アルコール』中ヲ通過セシムル工程トノ結合ヲ特徴トスル織物加工法ニ係リ其目的トスル所ハ纖維上ニ適宜ノ凹凸模樣ヲ固定シ洗濯其他ノ操作ニヨリテ之カ容易ニ除去セラレサル製品ヲ得ントスルニアリ

今本發明ヲ實施スル具体例ヲ述フレハ左ノ如シ

一、織物ヲ常温ニ於テ鹽化石灰ノ一五%溶液中ヲ通シ「ロール」ニテ搾リ更ニ蒸熱ニテ其表面ヲ攝氏一〇〇乃至百二十度トナセル適宜ノ模樣ヲ彫刻セル型付「ロール」ヲ通シテ織物ニ凹凸ノ模樣ヲ附シ此ノ「ロール」ヲ出テタルモノヲ直チニ無水「アルコール」中ニ通シ後乾燥スルモノナリ斯クシテ得タル織物ハ其纖維ノ表面カ模樣ニ應シテ變形セルヲ以テ洗濯其他ノ操作ニヨリテ模樣ノ崩ルヽコトナシ

二、織物ヲ常温ニ於テ沃化石灰ノ一五%溶液又ハ鹽化「リシウム」或ハ沃化「リシウム」ノ二〇%溶液ヲ入レタル槽中ヲ通シ次ニ他ノ〇〇〇〇

瓦ニ一致セシタル形付キタル深味アル色相ヲ得難ク又適當ノ沈澱劑ナクシテ顏料上ニ染付キタル染料ハ水洗ニ對シテ甚タシク不堅牢ナリ然レトモ本發明ノ如ク「レーキ」顏料ノ生成ト同着ト染料ノミノ布面ニ對スル染着トハ同一ノ染料ニヨリテ蒸熱ノ際同時ニ行ハル、カ故ニ顏料ノ色相ト染料ノ布面ニ染着セル色相トハ當然ニ一致スルヲ以テ特殊ノ深味アル色相ヲ得ラレ水ニ對シテ特ニ堅牢ナル効果ヲ發揮スルニ

（特許請求ノ範圍）

前記ノ目的ヲ達スル爲メニ左文詳記ノ如ク「コロホニー」ト炭酸曹達ト硫酸バリウムト」乾燥卵白ト「アラビヤゴム」トヲ微細末トシテ混加シ之ニ適當ノ染料ト水トヲ混シテ糊狀トセルモノヲ布面ニ印花シ乾燥シ蒸熱ニ付シ水洗スル各工程ノ結合ヲ特徴トシテ成ル「レーキ」ヲ同時ニ染着セシムル捺染方法

鑑定書

一、煉胡粉ト卵蛋白ト染料溶液トヲ混和シタル捺糊ヲ以テ布面ニ印刷シ乾燥シ蒸熱シ後水洗シテ染着セシメ染色方法

右染色方法ハ第八八六九五號特許發明（顏料ト染料トヲ同時ニ染着セシムル方法）ノ權利範圍ニ屬セサルモノト認ム

理由

一、第八八六九五號特許發明ハ「コロホニー」ト炭酸曹達ト硫酸バリウムト乾燥卵白ト「アラビヤゴム」トヲ微細末トシテ混和シ之ニ適當ノ染料トホトヲ混シテ糊狀トセルモノヲ布面ニ印花シ乾燥シ蒸熱スル各工程ノ結合ヲ特徴トスル顏料ト染料トヲ同時ニ染着セシムル捺染方法ヲ要旨トナスモノニシテ其資料中ノ「コロホニー」ト炭酸曹達八水分ノ存在ハ蒸熱トニヨリテ樹脂酸ヲ生成セシメ顏料ノ生成ニ要スル沈澱劑トシテ特殊ノ作用ヲ生セシムル爲メ使用スルモノナルコトハ特許請求ノ範圍其他明細書ノ記載ニヨリ極メテ明瞭ナリ

二、然ルニ本件染色方法ハ單ニ顏料タル胡粉ト染料ト同着劑タル卵蛋白ノミヲ資料ニ使用スルニ過ギサルモノニシテ本件特許發明ノ如ク特殊ノ沈澱劑ナクシテ顏料上ニ染付キタル染料ハ水洗ニ對シテ甚タシク不堅牢ナリ然レトモ本發明ノ如ク「レーキ」顏料ノ生成ト同着ト染料ノミノ布面ニ對スル染着トハ同一ノ染料ニヨリテ蒸熱ノ際同時ニ行ハル、カ故ニ顏料ノ色相ト染料ノ布面ニ染着セル色相トハ當然ニ一致スルヲ以テ特殊ノ深味アル色相ヲ得ラレ水ニ對シテ特ニ堅牢ナル効果ヲ發揮スルニ

（特許請求ノ範圍）

前記ノ目的ヲ達スル爲メニ左文詳記ノ如ク「コロホニー」ト炭酸曹達ト硫酸バリウムト」乾燥卵白ト「アラビヤゴム」トヲ微細末トシテ混和シ之ニ適當ノ染料ト水トヲ混シテ糊狀トセルモノヲ布面ニ印花シ乾燥シ蒸熱シ後水洗スル各工程ノ結合ヲ特徴トシテ成ル「レーキ」ヲ同時ニ染着セシムル捺染方法

鑑定書

一、煉胡粉ト卵蛋白ト染料溶液トヲ混和シタル捺糊ヲ以テ布面ニ印刷シ乾燥シ蒸熱シ後水洗シテ染着セシメ染色方法

右染色方法ハ第八八六九五號特許發明（顏料ト染料トヲ同時ニ染着セシムル捺染方法）ノ權利範圍ニ屬セサルモノト認ム

理由

一、第八八六九五號特許發明ハ「コロホニー」ト炭酸曹達ト硫酸バリウムト乾燥卵白ト「アラビヤゴム」トヲ微細末トシテ混和シ之ニ適當ノ染料ト水ト

的とする程度の所理を施すに止まる、即ち次の様な所理法が一般に行はれる。

マルセール石鹸	三%
アンモニア水	二%
ラベンチン BL	二%

以上の藥品を含む浴中で攝氏七〇度内外で二〇分間所理して水洗する。

以上でセラニースを含む各種交織物の精練概要を終る。

ハイドロサルファイト化合物の種類

精練漂白抜染用としてハイドロサルファイト化合物は非常に種類多くある。各用途に依つて使用を區別するのは勿論であるが中には同一成分のものを製造會社に依つて名稱を異にして發賣して居るものもある。次に是等ハイドロサルファイト化合物の種類名稱及製造會社用途等を表示して參考に供する。

名稱	製造會社	用途
一、ハイドロサルファイトコンク粉狀	馬獅子	絲染々料の還元浴製造用
〃	サンド	
〃	レバ	
〃	ガイギー	
〃	ナトリウムハイドロサルファイト	
〃	デユーポン	
二、フォーモサル	ブラザートン	
ハイドロサルファイトNFコンク		
〃	ヘキスト	
〃	ガイギイー	
〃	ローナー	
ハイドライトCエキストラ	カセラ	捺染に於ける板染用
ハイドロサルファイトRコンク	レバ	
ロンガリットC	馬獅子	
サルフオキサイト	デユーポン	
三、ハイドロサルファイトRW	サンド	
〃 RWS	レバ	
〃 NFW	ヘキスト	
〃 CFDW	ガイギイー	
〃 CW	ローナー	
ハイドライトCWエキストラ	カセラ	捺染に於ける板染用特に羊毛に適す
ロンガリットCW	馬獅子	

四、ハイドロサルファイトNF	ヘキスト	捺染に於ける板染用
ハイドライトA	カセラ	
ロンガリットCレンブル	馬獅子	
五、ハイドロサルファイトNFW	ヘキスト	捺染に於ける板染用特に羊毛に適す
ハイドライトW	カセラ	
ロンガリットCWシンブル	馬獅子	
六、ハイドロサルファイトNF	ヘキスト	捺染に於ける板染用
コンク スペシアル		
ハイドライトスペシアル	カセラ	
ロンガリットスペシアル	馬獅子	
七、デクロリン		
ハイドロサルファイトAZ	ヘキスト	染色物抜色用
〃 ZZスペシアル	サンド	
〃 BZ	レバ	
〃 ZZ	ガイギイー	
	ローナー	
ハイドライトZZA	カセラ	
ヂンクフオーモサル	ブラザートン	
八、アロスチットBFL	サンド	
ハイドロサルファイトCL	ヘキスト	インヂゴの板染用
〃 CL	ローナー	
ハイドライトCL	カセラ	
ロンガリットCL	馬獅子	
九、アロスチットZET	サンド	抜色用
デクロリンソリユーブル	馬獅子	
ハイドロサルファイトAZコンク	ヘキスト	
〃 BZウオーターソリユーブル	レバ	
ハイドライトZソリユーブル	カセラ	
コンク		
ハイドロサルファイトZソリユーブル		
ルインウオーター	ガイギイー	
一〇、アロスチットS	サンド	羊毛漂白洗濯物の漂白及抜色用
ハイドロサルファイトS	レバ	
ハイドロエクト	カセラ	
ランドロス	ブラザートン	

二、アロスチット	サンド	羊毛、麥稈等の漂白
ブランキット	馬獅子	
ハイドロサルファイトBL	レバ	
クラリフト	ガイギイー	
三、ハイドロサルファイトNFA	ヘキスト	抜色用
三、アロスチットBL	サンド	羊毛及他の纖維の漂白用
ハイドロサルファイトBLI	レバ	
ブランキットI	馬獅子	

◎注意　近頃組長代理或ハ理事ト詐稱シ不正行爲ヲナスモノ有之趣キ聞及ビ候ニ付キ若シ斯ル場合ハ直ニ組合事務所(電話上一六七七)ヘ御照會可被下現在事務員ハ左ノ通リニ候

理事　酉田復次郎
庶務係　梶村萬次郎
同　江見政利
同　村松盛雄
同　大西直三郎
同　下口惣作
同　吉田吉平
同　本望藤之助
同　小林太四郎
技師　中井義德
左記専任

二百年來一貫せる品質本位
時代に適合せる眞の薄利多賣
▲京都に於ける製造販賣の元祖にして唯一の專門店▲
京都市河原町二條上ル
柿澁製造
卸問屋　澁新老舗
電話上(3)二〇二一番
振替口座大阪一五五一〇番
製造場　府下鞍峰山麓
▲舊市内は遠近に不拘一升以上配達致します▲

京都染物同業組合
第二百七十八號
發行兼編輯人　新野貞慈
印刷人　森本理一郎
京都市堀川竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第四號

左記ノ者屋備要約ヲ締結シ組合ニ續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和七年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

茶　染部員伊藤留三郎弟分　今井藤一郎
〃　〃　〃　〃　伊藤重正
小枝染部員萩野　菊造
友仙染部員田村　修一
〃　〃　〃　〃　小林政信
〃　〃　〃　〃　市橋廣治
引　染部員阪田　隆一
〃　〃　〃　〃　河合嘉左衛門
〃　〃　〃　〃　辻　春吉

◆公示第五號

左記往弟契約年限中脱走セリ何ヲ組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ儲入ヲ停止ス

昭和七年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

小枝染部員荒木京次郎　酒田善雄

◆公示第六號

任期滿了ノ處改選就任シタル正副部長左ノ通リニ付此段公示ス

昭和七年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

湯舟斗部　長　北村市次郎
同　副部長　守井長次郎
形部　長　三輪源三郎
同　副部長　野村松太郎
茶　染部　長　北村平三郎
同　副部長　原民三郎
引　染部　長　三浦秀造
同　副部長　松本甚太郎

雜錄

◎各部役員異動　部長改選に伴ひ部役員の改選を行ひたる部にして當選の判明せしもの左の通り其部より報告せり

○形部部役員氏名

會計	宮村久藏
代議員(十七名)	
内藤長三郎	藤橋宜章
北村清次郎	山内平藏
岡本良之助	寺谷平三郎
戸波初三郎	小野幸次郎
吉川富次郎	田井中理吉
杉野健一	森川秋次郎
	奥田和三郎
	上野助次郎
	宮原彌助
	松川清一
	森伊三郎

○湯舟斗部役員氏名

會計	荒木富三郎
代議員(十二名)	
安田新太郎	畑龜太郎
田中修五郎	船井幸作
弓倉清三郎	八田善七
中西勘三郎	吉田安藏
	三輪伊兵衛
	木村亮三
	三橋長之助
	奥野勇之助

○引染部役員氏名

會計	中川與三郎
代議員(九名)	
松浦清太郎	元木肇
八木喜作	早川彌四郎
小谷浅吉	吉安龍太郎
	松村新之助
	松林三郎
	畑澤次郎

◎徒弟表彰式　當組合の職工徒弟表彰式は豫定の如く一月廿二日午前十一時商工會議所に於て挙行せられたり來賓は知事代理泊内務部長、商工課長北里善從氏、市長森田茂氏、大野産業部長、吉村商工課長、石田市會副議長、商工會議所會頭大澤德太郎氏其他各區長、上京税務署長　實業聯合組合長、各新聞記者組合役員列席の上清水副組長の開會の挨拶にて式を初め八木組長より修業狀及善行褒賞狀を附與し終りて知事市長商工會議所會頭市會議長の告辭並に祝辭あり受賞者總代の答辭組長の挨拶を以て閉會し式後一般來賓には畫飯を呈し散會したり當日の授賞者人名は前號紙上に於て發表せし通りなるが當日の告辭祝辭は左の通りなり

告辭

京都染物同業組合本日ヲトシ職工徒弟ニ對シ修業證書並善行褒賞狀授與式ヲ擧行セラル、ハ洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

惟フニ我カ京染ハ西陣織物ト共ニ本府産業ノ雙璧ニシテ古來其ノ技巧優秀ナルカ故ニ克ク衆庶一般ノ嗜好ニ投シ著シク其聲價ヲ高ク普遍的トナリテ廣ク全國ニ宣揚セラル、ノミナラス海外ニモ亦之ヲ賞ムルモノ尠カラス彌々進展ノ域ニ達シ益々隆盛ニ赴カムトスル傾向ニアルハ邦家産業ノ爲慶ニ欣フヘキ現象ナリトス如斯キハ當業先人ノ研鑽努力ニ負フ所多大ニシテ現ニ斯業ノ繼承スルモノハ常ニ想ヲ茲ニ致シ時勢ノ趨運ト經濟ノ變動トヲ鑑ミテ益々奮勵努力スヘキモノトス此ノ秋ニ當リ技術ノ修鍊ニ勉メ正ニ其ノ業ヲ修メ或ハ多年精勵恪勤克ク主家ノ業務ニ扶ケ善行外ニ顯ハレ益ニ褒狀ヲ授與セラル、カ如キ諸子ノ視ルコトヲ得タル人獨リ各位ノ庶幾ニ止ラス邦家産業界ノ爲洵ニ同慶ニ堪ヘサル所ナリ蓋シハ諸子益々技巧ヲ洗錬シ更ニ一段ノ努力ヲ傾注シテ歴史アル我カ京染ノ聲價ヲ益々發揚セラレムコトヲ望ム

昭和七年一月二十二日

京都府知事　横山助成

祝辭

京染カ我國染物界ノ王座ヲ占メ他ノ追隨ヲ許サナイノハ本市染物業者カ常ニ一致團結シ時代ノ趨勢ニ順應シテ流行ノ變遷スルトコロヲ察知シ化學ノ進歩ヲ利用シテ克ク奮鬪努力セラル、結果ニ外ナラスト存シマス

然レトモ時代ハ日ニ進ミ月ニ移リ絢爛ナル研究ト進歩シタル技術トヲ要求スルコト切ナルモノカアリマシテ京染業界ニ於キマシテモ之レカ像安ヲ許サナイノアリマス

此ノ秋ニ當リマシテ多年染物ノ實際ヲ修業シ業務ノ一般ヲ体得セラレマシタ新進氣鋭ノ諸君ヲ迎ヘルコトヲ得マシタコトハ本市染物業進展ノ爲大ニ意ヲ强クスル次第デアリマス

本日諸君カ善行褒賞狀或ハ修業證書ヲ受ケラレマシタコトハ孰レモ平素專心業務ニ精勵セラレタ賜デアリマシテ諸君ノ榮譽ハ勿論諸君ヲシテ今日アラシメラレマシタ父兄及店主ノ御滿足モ亦想像スルニ難クナイノデアリマス

諸君ハ今後一層研鑽意ルコトナク益々業務ニ精勵セラル、ト共ニ德義ヲ重ンジ名節ヲ尚ヒ以テ吾カ京染隆昌ノ爲ニ一段ノ奮鬪アランコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス

賀義アル本日ノ式典ニ臨ミ一言ヲ述ヘマシテ祝辭ト致シマス

昭和七年一月廿二日

京都市長　森田茂

祝辭

京都染物同業組合職工徒弟諸氏ノ爲修業證書及善行褒賞授與式ヲ擧行セラル

惟フニ本市染物ハ所謂京染トシテ意匠ノ精緻色彩ノ鮮麗ヲ以テ古來普ク天下ニ稱揚セラル、所ニシテ西陣織物ニ次ク本市重要産業タリ

然ルニ諸氏ハ多年職工徒弟トシテ此ノ業ニ秩事シ眉雙努力今ヤ其ノ効成リ將ニ出テ、自ラ業界ニ活躍セムトスルニ當リ諸氏ニトリテ大ナル喜ヒタルノミナラス我カ染色界ノ爲洵ニ祝賀ニ堪エサル所ナリ

希クハ諸氏今後益々其ノ體得セラレタル所ノ技能ヲ發揮シ斯界ノ進展ニ精進シ以テ本市産業ノ興隆ニ寄與セラレンコトヲ

一言以テ祝辭トス

昭和七年一月廿二日

京都市會副議長　石田晉吉

告辭

厝改リ、昭和仁政ノ治下、眞風和暢ノ新春ヲ迎ヘ限リナキ歡喜ト感激ニ浸ル時、コヽニ先覺

© Kyozomekai

ヲ履ミ、京都染物同業組合ニ於テハ、修業證書及善行褒賞狀授與式ヲ擧行セラルヽコトハ、洵ニ欣幸トスル所ナリマス。我カ京染カ、本市ノ重要產業トシテ、獨秀獨歩ノ地位ヲ有シテ居ルコトハ、今更多言ヲ要シナイ所ナリマスカ本組合當事者各位ハ常ニ從業員ノ技術向上ニ留意セラレ、屢々各部ニ於テ競技會ヲ開キ、技能ノ研鑽ヲ奬勵シ、益々其ノ聲價ヲ宣揚セラレツヽアリマスカ、本日茲ニ多數ノ修業者ヲ見ルコトヲ得ルハ、洵ニ人意ヲ强フスル所ナリマス

曾本日併セテ善行賞ノ受領者ヲ見ルコトモ、洵ニ本業界ノ爲メ慶祝ニ堪ヘサル所ナ、近時滔々タル泰西文化ノ移入ト共ニ、我カ國情ニ一致セサル思想共ニ傳播レツヽアル際、我カ國民タルモノハ、嶄然トシテ萬邦ニ卓越セル我カ祖國ノ尊サヲ認識シ、確乎タル獨自ノ國民精神ニ立脚シ、與ヘラレタル各自ノ職業ニ努力精進スルカ刻下國民ノ責務ト信スルノナリマス。

翼クハ本日受賞ノ諸氏、將來一層謹厳身ヲ持シ時代ノ進運ニ順應シテ技能ノ研磨ヲ怠ラス、以テ我カ京染ノ進歩發達ニ努力シ、我國產業ノ興隆ニ寄與セラレンコトヲ至囑スル次第ナリマス。

昭和七年一月廿二日

京都商工會議所會頭　大澤德太郎

答辭

京都染物同業組合ハ本日我等從業員ノタメ修業證及褒賞狀授與ノ式ヲ擧ケラレ不肖亦其末席ヲ汚スヲ得タルハ光榮ノ至リトス

特ニ府知事閣下ヲ首メ來賓各位ノ御臨場ヲ辱フセシノミナラス受賞者一統ノ前途ニ對シ御懇篤ナル告辭並ニ祝辭ヲ賜ヲタルコトハ光榮ノ之ニ過クルモノナシ我等受證者ハ御訓戒ニ基キ將來ハ益々斯業ノ發展ニ貢献シ以テ今日ノ光榮ニ酬ユルアランコトヲ誓ミテ答辭トス

昭和七年一月廿二日

受證者總代　高田豐太郎

◎小紋染徒弟表彰式

同部は部員の從業員中より三十五名の優良者を選拔し部草稿の褒賞授與式を二月一日午前十一時組合事務所に於て行ひたり部長山岸好松氏は褒賞狀を朗讀し長見玉勘六氏は記念賞品として算盤一桁づゝを各授與し終りて來賓總代として組合西田理事は受賞者の將來に就て適切なる訓戒の辭を布演し部代議員を代表して眞鍋政正氏祝詞を述べられ受賞者總代高坂政一氏の答辭を以て式を終へたり因に當日の記念品は前部長見玉勘六氏が算盤五十桁を部へ寄贈せられたるものを部より更に受賞者に贈ちたるものにて同氏の篤志は感謝すべきものなり

答辭

今回小紋染部ニ於ケル吾等從業員ノ爲メニ善行褒賞狀授與ノ式ヲ擧グラルヽニ當リ幸ニ此光榮アル式ニ列スルヲ得、賞狀及記念品ヲ受クルコトハ誠ニ幸福ノ至リニシテ喜ヒニ堪ヘサル處ナリ更ニ來賓ノ訓辭及役員ノ祝辭ヲ賜ハリ光榮ノ大ナルヲ覺ユ之ヲ以テ今後益々勉勵シテ獨立自營ノ途ヲ立テ高意ニ背カサランコトヲ誓フト謹ミテ答辭トス

昭和七年二月一日

受賞者總代　高坂　政一

受彰者氏名

修業年限		授業師	徒弟
十四年	松森宗三郎		内藤　松二
〃	小林鶴三郎	〃	萩野　平三郎
十三年	大杉　宗助	〃	古山　政信
十二年	廣瀨源次郎	〃	岩佐　喜義
〃	井深左右吉	〃	井深　正市
〃	薮原　喜六	〃	池山　秀吉
十一年	井深右左吉	〃	坂口　清司
〃	松森宗三郎	〃	高坂　政一
十年	薮原　喜六	〃	重松　義男
〃	奥村　榮三	〃	今村　幸太郎
〃	福岡　市郎	〃	山本　勝二
九年	中塚岩次郎	〃	渡邊　秀雄
〃	田中庄次郎	〃	古川　忠次郎
〃		〃	佐々木　正榮
〃	亀田富太郎	〃	外田　秀男
〃	大杉　宗助	〃	兒玉　時夫
〃	廣瀨源次郎	〃	竹中　市松
八年	〃	〃	鷲津芳雄
〃	薮原　喜六	〃	田渡　秀雄
〃		〃	服部　元治
〃	薮原　喜六	徒弟	
〃	長谷川健一	〃	大野　金一
〃	多田友次郎	〃	土岐　勇
〃		〃	大島　亮平
〃	古市勇次郎	〃	中本　友一
〃	村瀨　代吉	〃	渡邊　慶吾
〃	兒玉　勘六	〃	中西　誠二
〃	松森宗三郎	〃	林　愛二
七年	大杉　宗助	〃	建部　久太郎
〃	吉村　政吉	〃	草野　憲一
〃	兒玉　勘六	〃	吉川　直儀
六年	萩野　菊造	〃	近藤　定雄
〃	荒木重次郎	〃	荒川　清
五年	多田友次郎	〃	青池　重雄
〃		〃	今井　鶴見

◎諸色染部經費豫算決算

同部昭和六年度部經費決算及同七年度豫算は去る一月二十一日開催の部總會に於て何れも左の如く可決せられたり

昭和六年度經費收支決算

牧入之部

一金六百六拾六圓五拾參錢　總收入高

内譯

金四百九圓七拾五錢　部經費徴收

金貳百四拾圓貳拾錢　前年度繰越金

金拾六圓五拾八錢　預金

支出之部

一金六百六拾六圓五拾參錢　總支出高

内譯

金參百貳拾圓四拾錢　總會費

金參拾貳圓九拾八錢　會議費

金拾七圓六拾八錢　通信費

金六圓　慶弔費

金參拾六圓　書記給

金參拾八圓五錢　雜給費

金貳圓貳拾錢　諸用紙備品代

金拾圓拾貳錢　雜費

金貳百參拾錢　現在金（翌年度へ繰越）

昭和七年度部經費收支豫算

牧入之部

一金六百拾圓拾錢　總收入高

内譯

金百貳拾錢　部經費徴收

金四百拾圓　前年度繰越金

金參拾圓　預金

金拾圓　支出之部

一金五百六拾壹錢　總支出高

内譯

金四百七圓　總會費

金四百圓　會議費

金四百拾圓　通信費

金參拾圓　印刷費

金貳拾圓　書記給

金參拾六圓　慶弔費

金拾五圓　雜給費

金四拾圓　諸用紙備品代

金拾五圓　雜費

金拾四圓拾錢

賦課徴收法

一等年額金參圓也　弗五戸　金百五圓也

二等〃　金貳圓也　〃四戸　金百四拾圓也

三等〃　金壹圓也　〃貳戸　金貳百拾四圓壹錢

計　第四號以下五拾九圓五拾錢

一、二等ノ區別ハ昭和七年度ノ組合等級ヲ標準トシ組合ノ十等以上ヲ一等トシ、十一等ヨリ十三等迄ヲ二等トシ十四等以下ヲ三等トス

部員ハ年額ヲ四分シ二、五、八、十一月ノ四期ニ徴收ス

昭和七年一月

小紋染部長　山岸好松

會計　高木忠次郎

◎第六回小紋展覽會收支決算報告

部經費外の小紋展覽會に關する收支決算左の通り

一金九百參拾七圓貳拾參錢　總收入高

内譯

金六百七拾圓也　會費

金貳百五拾圓也　一時借入金

金五圓也　雜收入

金拾貳圓貳拾參錢　前期繰越金

一金九百參拾七圓貳拾參錢　總支出高

内譯

金百八圓也　會場借入費

金百四拾四圓四拾九錢　裝飾及設備費

金拾四圓也　電燈取付費

金百參拾八圓六拾錢　廣告及宣傳費

金五拾壹圓參拾壹錢　印刷費

金貳拾貳圓參拾七錢　通信費

金八拾參圓四拾錢　會議費

金六拾六圓五拾錢　飲待費

金八圓六拾錢　文具及諸用紙代

金五圓也　會費二口半額返金

金貳拾九圓五拾錢　委員其他ノ食費

金六拾四圓也　傭人費其他心付

金貳拾五圓也　寫眞代

金拾參圓拾七錢　雜費

金百六拾參圓貳拾九錢　一時借入金返却

昭和七年二月

小紋染部長　山岸好松

同　會計　高木忠次郎

◎形彫部經費收支決算豫算

同部昭和六年度收支決算及昭和七年度收支豫算は去る一月七日開催の役員會に於て左の如く決定せり

昭和六年度部經費收支決算

牧入之部

一金四百貳拾四圓六拾九錢　總收入高

内譯

金四百貳拾四圓六拾九錢　競技會及會議費

金壹百圓　部經費徴收

金壹百圓四拾錢　及會議所補助金組合

一金四百貳拾四圓六拾九錢　總支出高

内譯

金貳百圓　競技會費

金貳拾圓　會議費

金四拾圓　通信費

金貳拾五圓　印刷費

金貳拾貳圓　諸用紙備品代

金五拾圓　雜費

金貳拾四圓四拾四錢

賦課徴收法

一等年額金四圓也　八戸　參拾貳圓也

二等〃　金參圓也　十一戸　參拾參圓也

三等〃　金貳圓四十錢　十二戸　貳拾八圓八拾錢

四等〃　金壹圓八十錢　十五戸　貳拾七圓也

五等〃　金壹圓四十錢　十四戸　貳拾九圓六拾錢

六等〃　金壹圓也　廿九戸　貳拾八圓也

七等〃　金六拾錢　四十八戸　貳拾八圓八拾錢

計　金百九拾八圓貳拾錢

經費ハ年額ヲ二分シ上、下半期ノ二期ニ徴收ス

昭和七年一月

形彫部長　三輪彌三郎

金四百貳拾四圓六拾九錢

金貳百貳拾四圓六拾九錢　支出之部

一金五百五圓四拾七錢　總收入高

内譯

金四百五拾九圓五拾錢　部經費徴收

金四拾五圓九拾七錢　前年度繰越金

一金五百五圓四拾七錢　總支出高

内譯

金百五圓四拾七錢　會議費

金貳拾四圓　通信費

金四拾四圓　印刷費

金貳拾五圓　書記給

金貳拾四圓　雜給費

金五拾圓　諸用紙帳簿代

金貳拾四圓四拾七錢　雜費

賦課徴收法

一等年額金參圓也　弗五戸　金百五圓也

二等〃　金貳圓也　〃四戸　金百四拾圓也

三等〃　金壹圓也　〃貳戸　金貳百拾四圓壹錢

計　第四號以下五拾九圓五拾錢

一、二等ノ區別ハ昭和七年度ノ組合等級ヲ標準トシ組合ノ十等以上ヲ一等トシ、十一等ヨリ十三等迄ヲ二等トシ十四等以下ヲ三等トス

部員ハ年額ヲ四分シ二、五、八、十一月ノ四期ニ徴收ス

昭和七年度部經費收支豫算

牧入之部

一金五百五圓四拾七錢　總收入高

内譯

金四百五拾九圓五拾錢　部經費徴收

金四拾五圓九拾七錢　前年度繰越金

一金五百五圓四拾七錢　總支出高

内譯

金百五圓四拾七錢　會議費

金四拾四圓　通信費

金四拾四圓　印刷費

金貳拾五圓　書記給

金五拾圓　諸用紙帳簿代

金貳拾四圓四拾七錢　雜給費

金貳拾四圓四拾七錢　雜費

賦課徴收法

一等年額金四圓也　八戸　參拾貳圓也

二等〃　金參圓也　十一戸　參拾參圓也

三等〃　金貳圓四十錢　十二戸　貳拾八圓八拾錢

四等〃　金壹圓八十錢　十五戸　貳拾七圓也

五等〃　金壹圓四十錢　十四戸　貳拾九圓六拾錢

六等〃　金壹圓也　廿九戸　貳拾八圓也

七等〃　金六拾錢　四十八戸　貳拾八圓八拾錢

計　金百九拾八圓貳拾錢

經費ハ年額ヲ二分シ上、下半期ノ二期ニ徴收ス

昭和七年一月

形彫部長　三輪彌三郎

◎染色試話會

京都市立染色試驗場では今回染織當業者のため毎月第一土曜日午後一時から約二時間同試驗場に於て染織談話會を開催し、試驗場員の研究事項報告、內外雜誌に掲載された新事項の發表、調査及視察報告發表、新原料に就ての研究報告、染織業者其他有志の新研究に就ての講演、工場經營に就ての意見發表、其の他染織工業發展に關する意見の交換をなすことゝなつた。その第一回は去る二月六日午後一時から開かれた。なほ第一回談話會の順序は次の通りであつた。

一、開會の辭

一、再生絹糸製造に關する現況

一、最近歐米雜誌に現はれたる新染色法について

一、最近發表せられる新原料工業藥品の効果及使用法に就ての研究發表

◎諸色染部役員會總會

二月九日午後一時より役員會を開催し田中部長は現在物價の上昇に準じ染價改正の必要あるが之が實行に就ては之れ迄の例に徴すれば實行至難のことゝ思ふも其方法に於ては或は目的に近づくことを得んかとも思はる先づ第一に左の問題を議案として協議せられむことを望む

一、値上をなすに就ての基準は如何にして定むるか

一、單なる何割上げの制度と最低標準を制定するの可否

一、總會を召集するの方法

一、部員を統一し賞行せしむるの方法

一、單に値上げを發表するのみにて部員の自由行動に任せ實行し得難き規則を設けざること

右諸件につき田中部長より逐次說明をなしたる後各自の意見を徵したるに種々の意見もありしが結局具体案を得ざりしも經合せる論議は目下部員間の統一を欠き染價の標準とすべきものなく尙ほ染業界の前途は未だ混迷たるものにして如何なる變化を生ずるやも測り難き場合に於て直に嚴重なる方法の下に値上げの發表をなすは考慮を要すべきものありと考へらるゝから差當り單純なる各自の現在取引せる何割り上げと云

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

第二百七十九號
發行兼編輯人　新野貞恵
印刷人　森木理一郎
京都市新座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第七號

左記ノ者屋僧寮約ヲ締結シ登記手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和七年三月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員西崎安三郎徒弟　井辻治郎
糊置部員　松岡晋次〃　山崎一孝
〃　山根駐吉〃　金木求太郎
〃　〃　東政雄
總布再整部員佐々木外茂次〃　太田政吉
友仙染部員吉井千代松〃　小川末吉

雜錄

◎染物調査　本組合に於ける正確なる各種の統計を編製する必要より四月一日より事務員を各戸に派し調査に當らしむ之に就き差支なき限り質問應答願ひたく要は染料原料其他の必要數量、職工徒弟人數、製造數量、價額等に關するものなるが決して強要すべきものにあらざれば十分の御便宜を與へられたく懇願ひ置くものなり

◎部經費決算豫算　各部に於ける前年度部經費の收支決算及昭和七年度の部經費收支豫算は別項の通り部會に於て決議し報告せられたるもの左の如し

◎紋模樣染部々經費　同部昭和六年度の部經費收支決算及昭和七年度の部經費收支豫算は左の通り部會の決議を經て報告せられたり

昭和六年度紋模樣糊置部經費收支決算報告

收入ノ部

金參百拾八圓參拾錢　總收入高

內譯

金貳百〇九圓七拾錢　部經費
金百圓也　競技會ニ對スル組合及會議所補助金
金八圓六拾錢　前期繰越金

支出ノ部

金參百拾八圓參拾錢　總支出高

內譯

金貳百參拾參圓五拾八錢　競技會費
金拾參圓五拾錢　印刷費
金拾壹圓七拾八錢　通信費
金貳拾圓也　雜給費
金七圓五拾錢　文具代
金貳圓也　會議費
金八圓四拾八錢　事務費
金七圓六拾貳錢　雜費
金拾參圓八拾四錢　聖年度繰越

右報告候也

昭和七年度紋模樣糊置部經費收支豫算

收入ノ部

金參百拾八圓參拾錢　總收入高

內譯

金貳百〇九圓七拾錢　部經費
金百圓也　競技會ニ對スル組合及會議所補助金
金八圓六拾錢　前期繰越金

支出ノ部

金參百拾八圓參拾錢　總支出高

內譯

金貳百參拾參圓五拾八錢　競技會費
金拾參圓五拾錢　印刷費
金拾壹圓七拾八錢　通信費
金貳拾圓也　雜給費
金七圓五拾錢　文具代
金貳圓也　會議費
金八圓四拾八錢　事務費
金七圓六拾貳錢　雜費
金拾參圓八拾四錢　聖年度繰越
金貳百參拾參圓五拾八錢　總收入

昭和七年度渉務調整部經費收支豫算

收入ノ部

金四百四拾參圓參拾參錢　總收入高

內譯

金參百貳拾四圓八拾錢　部經費微收

金百圓也　競技會及會議所補助金

金拾八圓五拾參錢　前年度繰越金

支出ノ部

金四百四拾參圓參拾參錢　總支出高

內譯

金貳百五拾圓也　競技會費

金四拾圓也　會議費

金拾圓也　通信費

金四拾圓也　印刷費

金拾圓也　部書記給

金拾圓也　慶弔費

金拾圓也　雜給費

金四拾五圓也　文具費

金八圓參拾參錢　染織祭費

雜費

右ノ通リ

賦課徴收法

一等年額　壹圓也　三十八戸七拾六圓也

二等〃　壹圓八拾錢　四十戸　七拾貳圓也

三等〃　壹圓六拾錢　五十八戸九拾貳錢八拾錢

四等〃　壹圓四拾錢　六十戸　八拾四圓也

計　金參百貳拾四圓八拾錢也

部經費ヲ年額ヲ二分シ上下半期ノ二期ニ徴收ス

昭和七年三月

浸落調整部長　井上兵太郎

昭和六年度湯熨斗部經費收支決算

收入ノ部

金貳百拾八圓參拾四錢　總收入高

內譯

金百九拾四圓參拾四錢　部費徴收高

金貳拾四圓也　前期繰越

支出ノ部

金貳百八圓參拾四錢　總支出高

內譯

金五拾六圓五拾六錢　會議費

金拾四圓四拾錢　慶弔費

金拾四圓七拾壹錢　印刷並備品費

金拾四圓拾錢　勧業費

金貳拾五圓也　雜費

金貳拾九圓六拾七錢　後期繰越

金貳拾九圓九拾錢

右報告候也

昭和七年度湯熨斗部經費收支豫算

收入ノ部

金貳百貳拾壹圓參拾錢　總收入高

內譯

金百九拾壹圓四拾錢　部費徴收高

金貳拾九圓九拾錢　前期繰越金

支出ノ部

金貳百貳拾壹圓參拾錢　總支出高

內譯

金貳拾圓也　通信費

金參拾五圓也　事務費

金貳拾五圓也　慶弔費

金貳拾五圓也　印刷並備品費

金六拾圓也　會議費

金參拾圓也　豫備費

金貳拾壹圓參拾錢　雜費

賦課徴收法

金五拾五圓貳拾錢　一等二十戸年額貳圓四拾錢

金五拾八圓八拾錢　二等四十九戸〃　壹圓貳拾錢

金七拾七圓四拾錢　三等壹九戸〃　六拾錢

計　壹百九拾壹圓四拾錢也　二〇一

備考

等級別ハ昭和七年度組合等級ヲ標準トス

經費ハ上下半期ノ二期ニ徴收ス

昭和七年　月

湯熨斗部々長　北村市次郎

一金七百貳拾八圓六拾壹錢　支出總額

糸絽色染部昭和六年度部經費收支決算

收入ノ部

一金參百四拾參圓貳拾五錢　部經費收入額

一金參百八拾五圓參拾六錢　前年度繰越金

計金七百貳拾八圓六拾壹錢

支出ノ部

一金七百貳拾八圓六拾壹錢　支出總額

金拾參圓〇六錢　印刷費

金參拾圓貳拾五錢　事務費

金拾圓九拾錢　通信費

金拾五圓也　雜費

金拾貳圓八拾錢　會議費

金四百四拾九圓六拾五錢　勧業費

昭和七年三月

糸絽色染部昭和七年度部經常費收支豫算

收入ノ部

金四百貳拾圓貳拾錢　等級割

金四百四拾九圓六拾五錢　前年度剰餘金

金四百六拾九圓八拾五錢　總收入高

計金八百六拾九圓八拾五錢

支出ノ部

金參拾圓　書記給

金五拾圓　印刷費

金四拾圓　通信費

金參拾五圓　事務費

金貳百五拾圓　會議費

金參百八拾圓　勧業費

金八拾四圓八拾五錢　豫備費

計金八百六拾九圓八拾五錢　總支出高

經費賦課徴收法

一等　一ヶ年一戸負擔額　金六圓四拾錢

二等〃　金四圓四拾錢

三等〃　金參圓八拾錢

四等〃　金參圓貳拾錢

五等〃　金貳圓六拾錢

六等〃　金壹圓八拾錢

七等〃　金八拾錢

一、經費ハ等級割ニ據リ徴收ス

一、等級割ハ部役員會審議ニ依リ之ヲ定ム

一、經費怠納不納者處分ハ京都染物同業組合ノ定款ニ準據ス

右報告ス

糸絽色染部長　杉原靖一郎

◎模様染部經費豫算　同部昭和七年度部經費收支豫算は三月十五日開催の部代議員會に於て左の通り可決せり本部は前年部經費徴收せざるを以て決算報告なし

收入ノ部

金五百拾八圓八拾錢　收入總額

金四百拾八圓八拾錢　等級割

金壹百圓　事務費

組合補助　通信費

支出ノ部　雜費

金五百拾八圓八拾錢　會議費

支出總額

內譯

金參百圓　競技會外勧業費

金拾圓　會議費

金五拾圓　事務費

金參拾五圓　通信費

金貳拾圓　印刷費

金貳拾圓　備附品費

金參拾參圓八拾錢　雜費

賦課法

一等一ヶ月參拾五錢　六戸　貳拾五圓貳拾錢

二等〃　參拾錢　一八戸　六拾四圓八拾錢

三等〃　貳拾五錢　二八戸　八拾四圓也

四等〃　貳拾錢　六三戸百五拾壹圓貳拾錢

五等〃　拾五錢　五二戸　九拾參圓六拾錢

昭和七年三月

模様染部長　田畑房次郎

◎京都市立染織談話會　猪飼塙長就任以來鋭意塙内の改善に努めらるゝは勿論染織業者に對する親しき試みとして毎月第一土曜日を期し當業者の希望者を集め試驗塙に於ける實驗報告其他問應答等極打解けた會合をなすべく既に第二回の催しありたるが其際勝田技手の發表せられたる實驗談は左の通りにて染業者がいつも悩まされる問題も之れにて解決し得べき有効な談話なりし談話會希望者には何らの制限なく歓迎せらるゝ筈なり

◎絹布染色品の保存中に於ける變色に就て　數年以來染織品の保存中に於ける變色に就て

◎京都工藝美術展覧會　同會は左の要綱に隨ひ開催せらる出品希望の向きは申込まるべし

一、本會ハ第三回京都工藝美術展覧會ト稱ス

一、本會ハ昭和七年五月三、四ノ兩日間京都市ニ於テ昭和七年五月十三日ヨリ同月十八日迄六日間東京市ニ於テ之ヲ開催ス

一、本會ノ會塙ハ大典記念京都植物園內昭和會館及東京市三越トス

一、本會ノ事務所ハ京都府勧商工水産課內ニ、展覧會期中ハ會塙內ニ之ヲ置ク

一、出品申込書ニ受理期間ハ昭和七年四月二十日迄トス

一、出品物ハ昭和七年四月二十七、二十八ノ兩日午前九時ヨリ午後四時迄ニ大典記念京都植物園內昭和會館ニ搬入スヘシ

一、出品物ノ鑑査ハ昭和七年四月二十九日之ヲ行ヒ、審査ノ四月三十日之ヲ行フ

一、審査ノ結果優秀ト認メラレタル作品ノ出品者ニ對シテハ褒賞ヲ授與ス、褒賞ハ協會賞、特賞及選匠賞ノ三種トス

一、本會ニ於テ經費ニ餘裕アル塙合ハ出品物ノ買上グヲナスコトアルヘシ

一、出品物ニシテ本會ニ於テ其ノ賣買契約ヲ取扱ヒタル塙合ハ價額ノ百分ノ二十ニ相當スル金額ヲ本會ニ納付スルモノトス

一、前記納付金ハ本會ノ基本金トシテ積立ツルモノトス、但シ東京展覧會ニ於テハ會塙主ニ對シ賣約手數料ノ支拂ヲ要スルヲ以テ右ハ納付金中ヨリ之ヲ支出スルモノトス

一、鑑査員並鑑査ノ方法ハ追テ之ヲ發表ス

京都工藝美術展覧會規程抜萃

出品

第四條　本會ニ於ケル出品物ノ範圍ハ工藝美術

（毎月一回發行）

使用し後媒染の際には明礬を不純物質（硫酸及○容に硫酸一○容を混せるもの）とを使用し、仕上剤には生麩、宮利鹽、グミナット、砂糖及びグリセリン等を使用し實驗した後床下に貯藏し變色を調査したその結果の標略は次の如くである。

一、染浴にモノポール油を添加せずに或は添加して染色した後酸處理を施さないものは總て一ヶ年後に於ても變色は現はれない。又染料のみで染色したものをグリセリン、砂糖を別々に含有した糊で仕上したものも一ヶ年後に於て變色は現はれない。

一、モノポール油を添加せずに染色したものを宮利鹽、グミナットを別に含有した糊で仕上したものは同題視する程のものではないが一ヶ年後に變色が現はれた。

一、モノポール油を添加してモノポール油を添加せずに染色したものを不純醋酸中に通じ處理したものは總て一ヶ月後に於て變色が現はれた。又モノポール油を添加して染色した後醋酸を通じたものは凡そ八ノ月乃至一ヶ年後に於て變色が現はれた。

一、變色せるものに就て注意すべき結果明らかに硫酸性の存在を認めたり

要之此の實驗の範圍內ではモノポール油が酸處理の原因は染色の際に使用したモノポール油が酸處理のために分解されて生じた或酸によるか或は宮利鹽、グミナット等より保存中に生成された硫酸に依るものと斷定するの外ない。

此の研究が終了した頃當業者間に又々紋部の問題のみに前述の如き變色が現はれ出た。之は紋輪の錆によるものであるの発見が出たから其論製紋輪とニッケル鍍金した紋輪とを使用して實驗した其結果によると變色は紋輪と全く同一の形狀を呈して現はれたから當業者のものとは異つたものである。

尚この實驗に現はれた變色は論製紋輪を使用した方に多く現はれ、ニッケル鍍金した紋輪を使用した方に少く現はれた。從つて染色當業者間によく現はれる變色は紋輪の錆でないことだけは明となつた。この變色は恐らく染色に使用したモノポール油が紋洗ひに際して醋酸、酸性亞硫酸曹達等に依り部分的に分解せられた結果生じた硫酸か或は紋洗ひに使用した酸性亞硫酸曹達が保存中に變化を起した結果生じた硫酸に基因するものであると考へる。

最後に當業者として採るべき方法を述べると染色の際には出來るだけモノポール油を使用せずに染色するを得策とする。若しモノポール油を是非必要とする場合には醋酸の後處理を行はないことである。又若し酸處理或は紋洗ひ等の必要なる時には助剤としては石鹸或は蟻酸曹達を使用すれば良しい。尚硫酸又は不純醋酸の後處理は絶對に避けなければならぬ。

◎部代議員異動　浸落調整部は豫て代議員に欠員を生じ居りしが補缺選擧の結果宮川久次郎山田耕三横井柔太郎の三氏當選就任せらる又模様染部は任期滿了に就き改選擧をなしたるに以下の如く當選即ち會計に平塚柔次郎氏代議員に小倉万次郎田中由造山田喜光石崎鶴之助栗木吉次郎仲柔太郎緒谷亨蒔永井泰造岡野庫次郎岡尾由次郎野々口安太郎の諸氏就任三月十五日午後二時より代議員會を開き本年度の豫算及共弟競技會の件を附議したり

◎友仙部代議員會　友仙染部組帛友仙區では去る七日代議員會を開催左の件に付き協議した

一、陳列會に關する件

中止された陳列會に代るべき方法について審議委員十三名を挙げて考究中であつたが、今年からは組織を改め從來の陳列會に改善を加へ開催することゝし、名稱を友仙區秋冬向競技陳列會とし審査制度を設け、一定の圖題の下に特技を奮ふことゝし、審査員には市內四大商店及大丸高島屋の友仙部主任圖案家の委囑することゝす

二、總會に關する件

昨年より新年宴會と總會を分離し來る四月總會開催の豫定の下に準備委員は開催方法に腐心したのであつたが、昨年以降世態の著しき變動あるのみならず諸衆　上海事變等毫に不堪るものあり。斯る際に會しては總會を中止し之に要する費用を國防費に献金しては如何との說があり、多數議員之に賛成し献金するに決定を見た。

◎毛斯綸部近況　毛斯綸染部員は近時加工注文の減少により營業上に脅威を感ずるのみならず加工賃下落の際支拂勞賃は依然從前通りであり進退兩難の窮境にあるが、之が緩和策として大阪、神戸、東京、横濱各地の同業者と聯絡をとり得意先に對し機械染數量の制限をなし當業者及職工救濟を求めることゝなり去る九日以來各代表者打揃ひ大阪、京都の仕入問屋を訪問し目的の貫徹に努めてゐるがいづれも其申込を諾どし希望を容れらるゝ趣きなり

◎部長會　去る二日午後一時より左の件に就き部長會を開く

一、染價、工賃改正の件

二、染織祭に關する件

第一に就ては年來不況に基き染價並に加工賃は下落の一方に傾き底止する處なく又注文數量も次第に減少する結果として當業者は已むなく不引合を叫びながら尚は賃銀の競爭をなし注文品の集荟に力むるより益々値段の不統一に陥り現在に至りては標準とすべきものなきに至り殆んど混亂狀態に陥りたるを以て此際當組合として各部一斉に値上げを發表するの可否を決定せんとするは染料其他の物價は相當騰貴せるを以て理由はあるが若し組合として發表するには正確なる基準を立て確實なる算定を以て標準とせざるべからざるも現在の如き亂高下の甚だしき際之れは容易にあらざるべく發表するも實行の伴はざる如きありては組合の威信に關する恐れも有之べければ十分の注意を拂ふて審議せねばならんと謂ふに對し標準を定むることは困難なるのみならず實行覺束なきことゝ考へらるゝを以て以前の如く各自が取引せる現在價格の何割上げとし尤も必要を感ずる部は其部の問題として協議發表するを穩當と認むと云ふ說多數なりしを以て之に決したるが諸色染部は既に三月一日より二割上げを又糸絽色染部は當分之れ迄の習慣たる歩引及値引を全廢し更に今後染料藥品の値上りの歩合に依り値段の改正をなすことを各得意先に發表したり

二、染織祭に關する件は當組合として無論參加せねばならんが前年の如く參列するものとすれば其服装を如何にすべきか其他屋台等の構造なり行列の順序に就き方針を定めざるべからざる等の諸問題を附議したるに兎も角委員六名を挙げ之に正副組長出納役代議員會議長を加へたる委員會を設け服装に關する意匠を選び更に部長會を開き附議することゝし散會したるが委員には田畑房次郎村井乙次郎山岸好松三浦秀造佐々木嘉助原民三郎の諸氏を上げ之に囑託し越へて十九日午後一時より委員會を開き協議の上服装は羽織袴を一定し特別製の編笠一定の扇子履物等の雛形を定め各見本を集め更に部長會を開くことゝしたり

◎第三回京都工藝美術展覧會　同會は左の要綱に隨ひ開催せらる出品希望の向きは申込まるべし

一、本會ハ第三回京都工藝美術展覧會ト稱ス

一、本會ハ昭和七年五月三、四ノ兩日間京都市ニ於テ昭和七年五月十三日ヨリ同月十八日迄六日間東京市ニ於テ之ヲ開催ス

一、本會ノ會塙ハ大典記念京都植物園內昭和會館及東京市三越トス

一、本會ノ事務所ハ京都府勧商工水産課內ニ、展覧會期中ハ會塙內ニ之ヲ置ク

一、出品申込書ニ受理期間ハ昭和七年四月二十日迄トス

一、出品物ハ昭和七年四月二十七、二十八ノ兩日午前九時ヨリ午後四時迄ニ大典記念京都植物園內昭和會館ニ搬入スヘシ

一、出品物ノ鑑査ハ昭和七年四月二十九日之ヲ行ヒ、審査ノ四月三十日之ヲ行フ

一、審査ノ結果優秀ト認メラレタル作品ノ出品者ニ對シテハ褒賞ヲ授與ス、褒賞ハ協會賞、特賞及選匠賞ノ三種トス

一、本會ニ於テ經費ニ餘裕アル塙合ハ出品物ノ買上グヲナスコトアルヘシ

一、出品物ニシテ本會ニ於テ其ノ賣買契約ヲ取扱ヒタル塙合ハ價額ノ百分ノ二十ニ相當スル金額ヲ本會ニ納付スルモノトス

一、前記納付金ハ本會ノ基本金トシテ積立ツルモノトス、但シ東京展覧會ニ於テハ會塙主ニ對シ賣約手數料ノ支拂ヲ要スルヲ以テ右ハ納付金中ヨリ之ヲ支出スルモノトス

一、鑑査員並鑑査ノ方法ハ追テ之ヲ發表ス

京都工藝美術展覧會規程抜萃

出品

第四條　本會ニ於ケル出品物ノ範圍ハ工藝美術

©Kyozomekai

的ノ製作品(創作服裝)ヲ含ム及圖案ニ限ル

第五條 完成後二年以上經過セルモノ又ハ既ニ公開展示シタルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

第六條 本會ニ於ケル出品者ハ京都府下在住者ニシテ當該出品物ノ製作者ニ限ル

前項ノ外自己ノ爲ニ製作セシメタル本協會ノ會員ハ製作者及圖案家ト連名ニテ出品ヲ爲スコトヲ得

◎染織祭

當組合各部の參加する染織祭の服裝其他の準備事項は去る二月廿四日の部長會に於て決定せられたるが參列希望の方は至急申込みありたく絹帛羽織一枚ボデリン椅特製背一の三點は代金八圓五拾錢にて組合にて斡旋する外扇子履物足袋は一定する筈にて各自辨のこと又市に於て決定せし行列道順等は左の如し

染織祭行列

上古時代　機殿參進の織女　一六人
奈良朝時代　歌垣　二〇人
平安朝時代　やすらひ花踊　二一人
鎌倉時代甲冑　女房の物詣　供女　女房　一一人
同　乙冑　白拍子　供　白拍子女　一一人
室町時代　諸職の婦女　一三人
桃山時代　醍醐の花見　侍所たもの妻　女　二六人
江戸時代初期　小町踊　附添　踊子　八人
江戸時代末期　京女の物見
町家姿　嫁　娘　姉　妹　女中　一一人
武家姿　奥方　娘　女中　黒衣　白衣　二人
公家　奥方　君姫　侍女　黒衣　白衣　同　女中　同　お付　一一人

四月九日午後三時式典、次デ神輿渡御(萬歳樂)參拝ハ午後七時迄

四月十日正午ヨリ開會式ハ午前七時ノ爲ノ一切拜參ヲ許サズ

染織時代行列(午後一時府廳前整列)

順路

丸太町——烏丸——四條河原町——二條、勸業館前ヲ廳天門ニ出デ祭場ヘ

第一列

イ、先頭自動車(祭事委員長)

ロ、泰幣自動車

ハ、各役員自動車(神官、市長、知事、商工會議所會頭、祭事委員長、講社理事長

第二列

イ、京都工業學校學生團

ロ、染織團体行列(抽籤順)

第三列

イ、講社員(個人)及其他團体及特別參加者

京都廣告協會は團体加入ヲナシ會員(臨時會員ヲ含ム)ノ參加希望者は左記要項ヲ附シ三月二十五日マデニ廣告協會事務所ヘ申込相成度シ

(一)商店住所氏名、(二)責任者氏名、(三)裝飾自動車屋臺行列紛裝ノ意匠圖案但シ總テ廣告本位ニナラザル事ヲ條件トシテ採擇ハ祭事委員ニテ決定通知ス

◎綿形特許に就て

京阪其他全國の友仙業者より該特許取消訴願の手續を採つた其後の狀況は左の如く進行し居れり

即ち昨年九月末富山縣高岡市友禪業井波義一氏は辯護士清瀬一郎氏を代理人として關西聯合會に對し綿形彫刻方法全部は同氏考案による特許方法なりとの理由を以て使用中止を申込み來れり。關西聯合會(京都、大阪、神戸)は之に對し二十數回に亘り會合協議をなし其間數次に亘り井波氏と會見なす處ありたるが其經過は左記の如くである。

井波義一氏が關西聯合會に對し使用中止の申込をなしたる綿形彫刻方法に關する特許並新案は次の五種なり

一、特許三七八六二番(高岡市井波義一氏、大正九年三月二日屆)

要旨、半分彫りて裏張をなし殘りを彫りて綿二、新案九七〇七二番(大阪吉伊壽秀太郎氏、大正十四年六月廿六日屆)

要旨、釣を殘して綿を張り綿共に釣を切るものを云ふ(稅不納金に付公知公用)

三、特許七〇一一一番(高岡市高木清太郎氏、大正十四年九月十一日屆)

要旨、釣を殘してセルロイドを裏張りし釣を落して綿を張る、之は裏張を何回にても使用し得るのと、セルロイドが爲めに形の位置を正しくすると謂ふ(稅不納金に付公知公用)

四、特許七〇一二番(高岡市小杉助太郎氏、大正十四年九月十一日屆)

要旨、釣を殘して裏張をなし釣を落して綿を張るものにして、井波氏特三七八六二號と滿五ケ年半に亘り繫爭し大審院にて敗訴となれり)

五、特許公告七八九二號(高岡市井波義一氏、大正十四年九月十四日屆)

要旨、釣を殘して綿を張り綿を殘して釣を落したるものをいふ(現在公告中)

右の五種の特許、新案中關西聯合會に對し井波氏より抗議ありたるは特許三七八六二號並びに追加特許公告七八九二號である。

右の追加特許公告七八九二號に關しては、既往に於て富山縣綿同驛前伊藤友禪工場主より井波氏出願と同一方法にて出願したることあるも、公知公用なりとの理由を以て却下されたる歴史を有つもので、伊藤工場閉鎖後その職員井波工場に入りて更に井波氏より出願したる處特許公告となりたり。右の理由により右追加特許公告は特許となり得る新規考案の方法にあらず公知公用のものなりとの見界より大正十五年四月高岡市小杉助太郎氏他三名は異議申立の申請をなし次いで同年九月足利組合同、十月名古屋、東京、伊勢の各組合が參加し漸く全國的の反對運動となり、關西聯合會の京都、大阪、神戸も昭和六年十二月之に參加し何れも組長の名を以て異議申請をなしつゝあり。

右の井波義一氏を出願人とする追加特許公告に對し關西聯合會に於ては聯合會として七回、委員として四回、井波氏と會見交渉したる結果、井波氏の眞意は次の通りと測せられる點及び主張し居る點は次のものである。

一、特許綿形彫刻方法による權利を金貳拾萬圓程度にて買收されれば當然權利を發生したるものの錢の印稅を支拂はんとの申出たし

一、追加特許出願の綿形彫刻方法は既に政府が公告したるものなれば當然權利を發生したるものなり

右に對し聯合會は特許三七八六二號の權利は認むるも、之の方法によりものを使用し居らず、全部が公知公用とする處の追加特許の方法により彫刻使用し居るものなれば特許侵害をなし居らずと反駁せり

右の如き交渉に何等解決點を發見するに至らず昨年十二月十日最後として物別れとなりたるが、井波氏は其後高岡市を始め各方面に亘り清瀬辯護士を先頭に、表面よりは縣市會議員商工會議所議員等を通じて猛烈に異議申立申請並びに參加の取下に運動を開始し居るも、關西聯合會は右に對し各方面の意向を聽取したる結果取下げは絶對に應ぜず然れども今後とも異議申請運動に邁進し初志を貫徹することゝなれりと

◎公告

組合事務員、稱し染加工の注文をなし代金の不拂をなしたるもの或は組長代理理事と稱し各方面に迷惑を及ぼすもの有之趣き聞及び候に付き若し斯る者等あらば申出でられたし但し匿名のものは受附けざるべし

新
京都市河原町二條上ル
柿澁製造
卸問屋 澁新老舗
電話上(3)二〇三一番
振替穴阪一五五一〇番
製造場 府下鷺峰山荒
▲當市内は遠近に不拘一升以上配達致します▲

京都染物同業組合月報
第二百八十號
發行兼編輯人 新野貞勲
印刷人 森本理一郎
京都市新座通竹屋町下ル
發行所 京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第八號

左記ノ者屋備契約ヲ締結シ登録手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和七年四月廿五日

京都染物同業組合

友仙染部員北村 護吉徒弟 組長 八木 伊三郎
〃 〃 〃 中尾 梅夫
〃 〃 〃 北島 義雄
〃 〃 〃 吉井千代松 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃

らに手間賃の値上げ或は手待日當の制定を叫び其乘ずべき機を窺ふて居るもので此度に經過するとせば資力の有無を問はず同業者の全部は遠からず全滅するは勿論であるとの趣を以て總會に移りたるが議論沸騰し過激なる意見を述ぶるもの少なからざりしも結局左の通り決議を終へたり曰ち

一、同業者間に於ける染賃の競爭は絶對に禁止し共存共榮の方針を以て營業を持續すること

一、以降染賃最下級品にて一反金貳圓を以て注文主に對する要求額とし正味取引とすること

一、注文品は特別の約定あるものゝ外は代金引替を以て現品の受渡しをなすこと

一、特別の約束あるも染賃の不拂又は延滯をなす時は法規の許す限りの手續をなし決裁すること

一、現在受くるところの染賃にては無論染料糊料等の支拂はなし得べきものとは信ぜられざれば染賃の常態に復する迄は此種の代金に對する適當の方法を講ずることあるべし

大体右の如き協定をなし實行の申合せをなしたるが實際問題としては容易に行はるべしとも思はれざるも會議席上の鼻息は中々荒々しく活氣横溢せるものありたり今後同業者間及注文主間との關係に於て隨分紛糾を生ずること、思はれるが若し之の風潮が友仙六百餘の組合員に波及する場合は更に重大なる問題を惹起する恐れありもとて更に昨廿四日午後一時より組合事務所に於て會合し協議を重ねたるが目下染賃の不統一甚だしきを以て之れが實際調査をなし之に基き標準染賃表を作成し然る後實行方法を講ずるは穩當なるべしとの意見に隨ひ委員廿五名を選び標準賃格案の作成を一任せり

羽二重友仙委員

沖野榮三郎　東主一　北井峰吉
北村謙吉　岡島勝之助　長作
椿直　林清登　中島眞三郎
栗津拾吉　永江久吉　南野長作
岡所伊太郎　山本秀三郎　平井三次郎
菊岡市太郎　百村勝太郎　瀬川吉之助
釜平紫太郎　源田芳之助　岡部義澄
野村直三　田中孔　中村貫一

着尺物委員

土田信治　大江卯一郎　三好茂太郎
西脇金作　林繁造　駒井清太郎
森田菊之助　辻良助　奥村實
稲田九市　小西石藏　瀧澤仙五郎
森田政宏　中村廣太郎　倉井勝吉
田中公　田中萬吉　高木善吉
山本伊太郎　内田勘四郎
の諸氏にて明廿六日午後一時より委員會開催の筈なり

◎日滿貿易

滿洲國の建設と共に內地との交渉も諸種に渉りて頻繁となるべく隨ふて爲替法の智識も必要となるべければ簡單なる說明を掲載することゝす

一、外國爲替

一國と他國の國際貸借或は貿易の勘定をする際は、一國の貨幣と他國の貨幣とを交換して貸借關係を決濟する、之が外國爲替である。其の意味に於て貨幣の交換は當事國双方に損得のない割合で行はればならぬ。これが爲最相場を決める根本條件であり、之を稱して爲替平價と云つてゐる。金貨本位國間の爲替相場は相互の本位貨に含まれてゐる純金の比價が基準になる。この比率が平價である。例へば日米爲替の平價が邦貨百圓に對して四十九弗八分の七であることは、邦貨百圓の含む純金量と米貨四十九弗八分の七の中に含む純金の量とが互ひに等しいのである。平價の計算は相手方の貨幣の異るに從つてそれ〴〵違ふ。主なる國々の爲替平價を表示すれば次の通りである。而し茲にいふ平價といふのは金貨本位國双方の爲替相場であるから、支那、メキシコ、滿洲國等の如き銀貨本位國に對する爲替相場は、銀塊相場によつて定まり、平價といふものはないのである。

米國	百圓に付　四九弗八分の七
英國	一圓に付　二志〇片一六分の九
印度	百圓に付　一〇二留比八分の三
獨逸	一圓に付　二馬克〇五七
佛國	百圓に付　一、二三四法六〇
伊國	百圓に付　一、一三六リラ八九
瓜哇	百圓に付　一、二一盾四分の一

右の如き平價は實際上の金貨の移動を生ずる程度の物價の高低を生ずる程度の物價の高低を生ずる程度の物價の高低

京都染物同業組合月報

發行兼編輯人　新野鼎懋
印刷人　森末理一郎
京都市堀座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第九號

左記ノ者屋僧契約ヲ締結シ其ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和七年五月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員吉井千代松徒弟　白井松夫
藤原　常信〃
佐々木民吉〃　長谷川久造
〃　〃　佐々木武
〃　〃　佐々木　留吉
茶染部員　木村鶴兵衛〃
〃　〃　〃　宇野　アキノ
〃　〃　〃　ヒロ　フミ子
友仙染部員田村　修一〃　長澤　定弘

雜錄

◎防染糊の特許出願

本組合員堀部德三郎、八木竹三郎氏は左の如き防染糊の特許出願をなしたるも尚ほ不足あるものは至急拙者の手續を採られたい

特許出願公告第一六五八號

京都市下京區屋ヶ井佛寺上ル
要法寺町四三四三、四四五番地
出願人（發明者）　堀部　德三郎
京都市中京區御所南入
二條西洞院町八五〇番地ノ一
出願人（發明者）　八木　竹三郎

防染糊

△發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ生膠讀ノ揮發性溶劑溶液ニ「アムモニヤ」石鹼及水ヲ加ヘ乳化セルモノニ滑石末、白土、亞鉛華、硫酸、「バリウム」等ノ如キ鑛物性粉末又ハ澱粉、小麥粉、「ウードミル」ノ如キ植物性粉末ヲ密和シ鹽基性醋酸「アルミニユム」溶液ヲ配合セル防染糊ニ係リ其目的トスル所ハ燈引又ハ型置ノ兩者ニ適スル粘度ヲ保持シ高溫ノ蒸染ニ耐ヘ且ヲ容易ニ脫糊セラレテ純白ナル跡ヲ殘スヘキ防染糊タラシムルニアリ

△特許請求ノ範圍

前記ノ目的ヲ達スル爲メニ生膠讀ノ揮發性溶液劑溶液ヲ「アムモニア」石鹼及水ニテ乳化性トセルモノニ滑石末、白土、亞鉛華、硫酸、「バリウム」等ノ鑛物性粉末又ハ澱粉、小麥粉、「ウードミル」ノ如キ植物性粉末ヲ密和セル鹽基性醋酸「アルミニユム」溶液トヲ密和セル防染糊

◎糊置部廿五回徒弟競技會

五月一日午前十一時褒賞狀授與式を擧行す定刻府知事市長商工會議所會頭各代理出席部長辻村爲次郎氏の開會の辭に次て審査長堀飼試驗場長の審査報告市長代理大野助役褒賞授與會頭代理笹田課長賞品授與を終り受賞者總代の答辭刷組長松岡健太郎氏の挨拶にて閉會せり

答辭

京都染物同業組合紋模様糊置部ハ今日茲ニ第二十五回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケラル、ト京都産業發展ノ爲メニ慶賀スヘキノ至リトス

惟フニ現代ノ風俗ハ次第ニ華美ヲ喜ヒ爲ニ進行ノ變化ハ特ニ著カナリ當業者ガ此流行ニ順應シ雷要者ヲシテ滿悦ナキヲ期シ工夫研究ノ勞ニ盡スハ業界ノ爲ノ事ロ多トスヘキノ至リトス

競中糊置ノ技工ハ準備工程トシテ其巧拙ノ如何ハ直ニ製品ノ上ニ著シキ影響ヲ及ホスヘキ重要ノ部分ニ屬スルモノナリバ將ハ其研究ヲ忽ニスヘカラザル所ナリ勿論ナリ本組合ハ夙ニ茲ニ留意シ毎年競技會ヲ開催セラレツ、當業者及其從業員ニ對シ技能ノ研鑽ヲ奬勵セラルル機會ヲ與ヘ以テ其ノ目的ヲ達シ以テ斯業ノ隆盛ヲ圖リ京都染業ノ爲ニ貢獻セラレン事ヲ希望スト式ニ臨ミ一言以テ告辭トス

昭和七年五月一日

京都府知事　横山助成

告辭

京都染物同業組合糊置部第二十五回徒弟競技會ハ審査ノ結了ヲ告ケ受賞狀授與式ヲ擧行セラレマスコトハ斯業奬勵ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘナイトコロデアリマス

惟フニ糊置ノ技術ハ染ノ基本的工程ナアリマシテ其ノ技ノ優劣精粗ハ直ニ京染ノ聲價ニ影響スルトコロカ頗ル大ナルモノカアルノデアリマス

本組合ハ此點ニ留意シ毎年各部ノ競技會ヲ開催シテ技能ノ進歩發達ヲ圖ラル、ハ本市産業振興上直ニ意義アル企テ、アルト思フノデアリマス

本日諸君カ受賞ノ光榮ニ浴サレタルハ狀レモ不斷ノ努力ノ結果ニシテ至大ノ榮譽ト謂フヘク吾人ノ深ク敬意ヲ表シテ次第デアリマス諸君ハ本日ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ研究ノ餘地アルヲ想ヒ益々研鑽ヲ積ミ斯道ノ進歩發達ニ盡瘁セラレムコトヲ切望シテ止ミマセス

一言ヲ述ヘテ告辭ト致シマス

昭和七年五月一日

京都市長　森田茂

告辭

經驗ハ技術ヲ生シ技術ノ優秀ハ之ヲ研鑽努力ノ効果ニ俟ツモノ最モ大デアリマス

糊置ノ技ハ染色工藝ノ重要ナル一部門デアラテ之レカ技術ノ優劣ハ直チニ全工程ノ仕上ニ影響スルヲ以テ此ノ技ノ研鑽習練ハ最モ忽カニスヘカラサルモノデアリマス

本組合ニ於テハ夙ニ茲ニ留意シ各部ニ於テ徒弟ノ技能向上ヲ圖リ屢々競技會ヲ開催セラレツ、アルコトハ其ノ勞多トスル所デアリマス本日受賞ノ諸氏ハ今後モ一層精勵ヲ積ミ京都染色工藝隆昌ノ爲メニ寄與セラレンコトヲ至囑スル次第デアリマス一言以テ告辭ト致シマス

昭和七年五月一日

京都商工會議所
會頭　大澤德太郎

審査報告

茲ニ糊置部第二十五回徒弟競技會開催ニ當リ三百十八點ノ出品ヲ見ル今之ヲ紋糊置、模様糊置ノ二種ニ區別シ原圖ニ基ク輪廓ノ模倣及糊伏法ノ適否ヨリ其結果ノ巧拙ニ就キ精密審査ヲ遂クルニ概ネ成績良好ト認ムルモ尚ホ糊ノ良否ハ一層研究ノ餘地アルヲ認ム其中優秀ナルモノヲ擧ケテ褒賞スル處左ノ如シ

一等賞　四名
二等賞　十六名
三等賞　四十名
褒狀　七十一名

以上授賞アラン事ヲ申請ス

昭和七年五月一日

審査總長　猪飼博

答辭

當組合ハ技術奬勵ニ盡サレ既ニ吾カ紋模様糊置部ニ於テモ茲ニ二十五回ノ競技會ヲ重ネ本日之レカ褒賞授與ノ式ヲ擧ケラル、吾等幸ニ其選ニ當リ受賞ノ光榮ニ浴セルハ誠ニ喜ヒニ堪ヘサル所ナリ殊ニ貴賞各位ヨリ懇篤ナル訓詞ヲ賜リ特ニ商工會議所ヨリハ賞品ヲ賜リタル光榮更ニ多大ニシテ吾人ハ今後ニ於テ益々斯業上責任ノ加ハリタル事ヲ感シタリ希クハ以後益々本會ノ趣旨ヲ体シ其本分ニ背カサランコトヲ誓フト茲ニ謹ミテ答辭トス

昭和七年五月一日

受賞者　總代　田村治三郎

受賞者名簿

一等賞　四名
豊田　勝二　田村治三郎　足立　久次
孝治　豊

二等賞　十六名
宮田　秀夫　田野喜代治　堀部政之助
富山　進　中野　實一　谷　博三
野村清次郎　相原忠一郎　山本清治郎
荒井竹次郎　村田友次郎　相原孝治郎
堀田　治男　中川　利一　右下　實一
中村　留次

三等賞　四十名
眞鍋　万一　高山　正信　堀川　善彌
進田　新治　高橋　俊男　山本　信男

七、繪出絹織物染色業取締陳情案
宇句修正可決
八、和歌山加工綿布工業組合加入承諾
九、人絹捺染統制ニ關スル件
五月一日ヨリ統制証紙ヲ使用スルコト
五月中定價ノ一割引六月一日ヨリ協定値段通實行ノコト違反者取締方法協議ノ爲メ四月廿一日大阪ニ委員集合ノコト
十、共同集貨ノ件
四月十五日織綿委員京都ホテルニ集合ノ事
十一、違反者昭和レーヨン處分ノ件
理事長ニ一任ノコト
十二、四月分染色豫定
數量ヲ六十万反ニ變更
以上

共同集荷ニ關スル件（委員會決定案）

一、聯合會ハ適當ノ箇所ニ共同注文引受所ヲ置ク必要ニ應シ各地ニ右引受所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得
一、共同注文引受所ニ受入レタル注文ハ各所屬組合ノ割當數量ニ應シテ分配ス
一、分配ノ方法ハ各所屬組合ヨリ注文引受所ニ委員ヲ出シ合議制ニ依リテ之ヲ決ス
一、特別ノ事情ニアルモノハ所屬組合ヲ指定シテ加工セシムルコトヲ得

共同集貨細則案（京都）

一、染色加工注文ハ聯合會ニ於テ共同集貨スルモノトス
二、所屬組合又ハ其ノ組合員ハ委託者ヨリ直接加工ノ依賴ニ應セサルモノトス
三、聯合會ハ大阪市ニ共同集貨事務所ヲ置クモノトス
四、事務施行ノ都合ニ依リ別ニ適當ノ地ニ共同集貨事務所出張所ヲ置クコトヲ得
五、共同集貨事務所ニハ各組合ヨリ毎日二名ノ委員出張事務ヲ處理スルモノトス
六、前記出張委員ハ組合代表者又ハ相當資格者ニ限ル
七、共同集貨ニ要スル倉庫ヲ各組合所在地ニ置クコトヲ得
八、委託品ノ割當分配ハ各組合代表者ノ協議ニ依リ別當分配ハ各組合代表者ノ協議ニ
九、割當分配ハ毎日午前中ニ到達セル加工指定傳票ニ限リ即日之ヲ割當處置ヲ行フモノトス
十、割當傳票ニハ委託者ノ希望スル納期ヲ明記スルモノトス色指定其他ハ總テ指定ノ通トス
十一、割當品種ノ區別ハ平等ヲ原則トスルモ特別品種ニ限リ工場ノ適否ヲ協議シテ處ルヘク適品適所ノ實ヲ擧クルモノトス
十二、委託者ノ工場指定ハ其事由已ムヲ得サルモノニ限リ之ヲ聽ノ指定工場ニ送付スルモノトス但シ指定セラレタル工場ハ加工品ニ對シ必ス自己工場名ヲ明記セル「マーク」ヲ貼付シテ責任ヲ明カニスルモノトス若シ之ニ違反シタル時ハ爾後ノ指定ヲ認メス
十三、委託者ヨリ組合又ハ組合員各工場ニ送付スル爲ニ要スル運賃ハ總テ聯合會ニ於テ負擔ス
十四、加工未定ノ貨物ヲ委託セラレタル時ハ保管預リトシテ受入レ二ケ月以上ニ及ブ時ハ火災保險料及保管料ヲ請求ス
十五、組合員ハ割當傳票ノ順序ニ依リ加工ニ着手スルモノトス
十六、組合員割當傳票ノ送達ヲ受ケタル後　日以内ニ現品到着セサル時ハ加工順序ヲ變更スルモノトス
十七、加工終了後ハ組合員ハ直ニ共同集貨事務所又ハ委託者ノ希望スル場所ニ發送シ同時ニ出荷傳票ヲ委託者及共同集事務所ニ送付スルモノトス
十八、委託者ノ加工指定ハ聯合會ノ定ムル染色見本帖番號ニ依ルモノトス
十九、聯合會所定ノ割當數量ニ達シタル時ハ割當數量ニ不足ノ組合ニ振リ當ルモノトス各組合内ノ割當亦同シ
二十、委託者ノ組合員指定數量カ當該組合員割當數量ニ超過シタル時ハ他ノ組合ニ充時スルモノトス若シ他ノ組合モ共ニ超過スル時ハ指定所ニ送付ス各組合内亦同シ

△保信金據出ノ件

一、各組合ハ其割當數量（一ケ月豫定數六十万反トモ）ニ一反ニ付金拾錢也割ヲ以テ算出セル金額ヲ期日ニ一覽拂手形一通ヲ所屬組合ニ供託スルコトヲ可決

ムルコト

△貳錢五厘確保對策

一、各得意先ニ對シテハ統制實施後現在ニ至ル間加工ヲ引受ケタル組合員ノ外六月中ノ加工ヲ受ケサルコト　但シ以前取引アリタル組合員ハ前者ノ全部ノ承認ヲ得タルトキハ現取引者ト見ナス
二、前號相出入ハ各組合ニ登錄スルモノトス
三、此際得意先ニ對シ相出入連署ノ聯合會所定懇請書ヲ相出入代表者ヨリ發送スルコト
四、値上ゲ交渉ハ相出入協調ヲ保フコト　相出入ノ内一名タリトモ交渉不調ノ時ハ一同注文ヲ辭退スルコト　此間單獨行動並ニ他組合員ノ侵入ハ重大ナル違反トス
五、値上交渉完了ヲ證スルタメ五月一日以降積出荷物ニ對シテハ各加工料金ノ二割ニ當ル金額ヲ所屬組合ニ納入積立金トス　右ハ五月一日以後ノ注文引受ト同時ニ其注文ニ對スル加工料金ノ貳割ニ當ル概算積立金ヲ六月五日支拂約手ヲ其都度組合ニ納入スルコト
六、五月一日以降積出注文ハ前號積立金前納ヲ爲シタルモノ、外加工ヲ爲スコトヲ得ス
七、各組合ハ積立金ノ前納ヲ受ケタル註文書ニ夫々登錄番號ヲ附ス　五月一日以後ニ於テ登錄番號無キ註文ノ受檢、加工ヲ爲シタルモノハ重大ナル違反トス
八、各組合員ヲ通シ一ケ月間ニ左ノ金額ニ當ル加工料金ヲ支拂タル得意先ヘハ下記ノ割戻ヲ爲ス

貳千圓以上五千圓未滿ノ金額ニ對シ　百分ノ五
五千圓以上壹萬圓ニ至ル同　同　十
壹萬圓以上ノ金額ニ對シ　同　廿

即チ加工料五〇〇〇圓ニ對シ割戻金二五〇圓
〃　一〇、〇〇〇圓〃　〃　比　百分ノ五、〇
〃　七五〇圓
〃　一五、〇〇〇圓〃　〃　比　百分ノ七、五
〃　一七五〇圓
〃　二〇、〇〇〇圓〃　〃　比　百分ノ一一、六
〃　二七五〇圓
〃　二五、〇〇〇圓〃　〃　比　百分ノ一三、〇
〃　三七五〇圓
右割戻金ハ得意先關係組合員ノ積立金ヨリ按分支出翌月十日迄ニ得意所在組合ヨリ支拂フ
九、積立金ハ右割戻金ニ充當シ殘金ノ一割ヲ組合手數料トシ、又書シ殘金ヲ夫々組合員ニ返還ス
一〇、製造販賣ハ爲スモノハ賣約成立ト同時ニ其都度賣先、品數量、加工法、受渡期ヲ明記シタル約定書ヲ組合ニ提出登錄ヲ受クヘシ
一一、賣先其他ノ方カ工業者同樣ノ取扱ヲナス註文書、約定書ニ變更アリタル時ハ三日以内ニ組合ニ届出正ヲ受クヘシ
一二、口頭、電話等ノ註文又ハ變更ハ取扱ヲ爲サス
一三、本申合ヲ確保スル爲メ各組合ヨリ一名宛他ノ組合ニ常置ス役ヲ派出ス
一四、本申合實施ニ當リ得意先ノ切崩シ又ハ感情其他本申合實施ニ因リ著シキ不利ニ陷リタル組合員ニ對シテハ聯合會並ニ組合ニ於テ適當ナル物質上ノ救濟ヲ爲スコト

京都市河原町二條上ル
柿澁製造
卸問屋　澁新老舗
電話上(3)二〇二一番
振替大阪一五五一〇番
製造場　府下鷲峰山麓
▲商品は遠近に不拘一升以上配達致します▲

© Kyozomekai